

建設業における 労働災害防止対策について



東京労働局労働基準部安全課 小関 徹

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

説明の内容

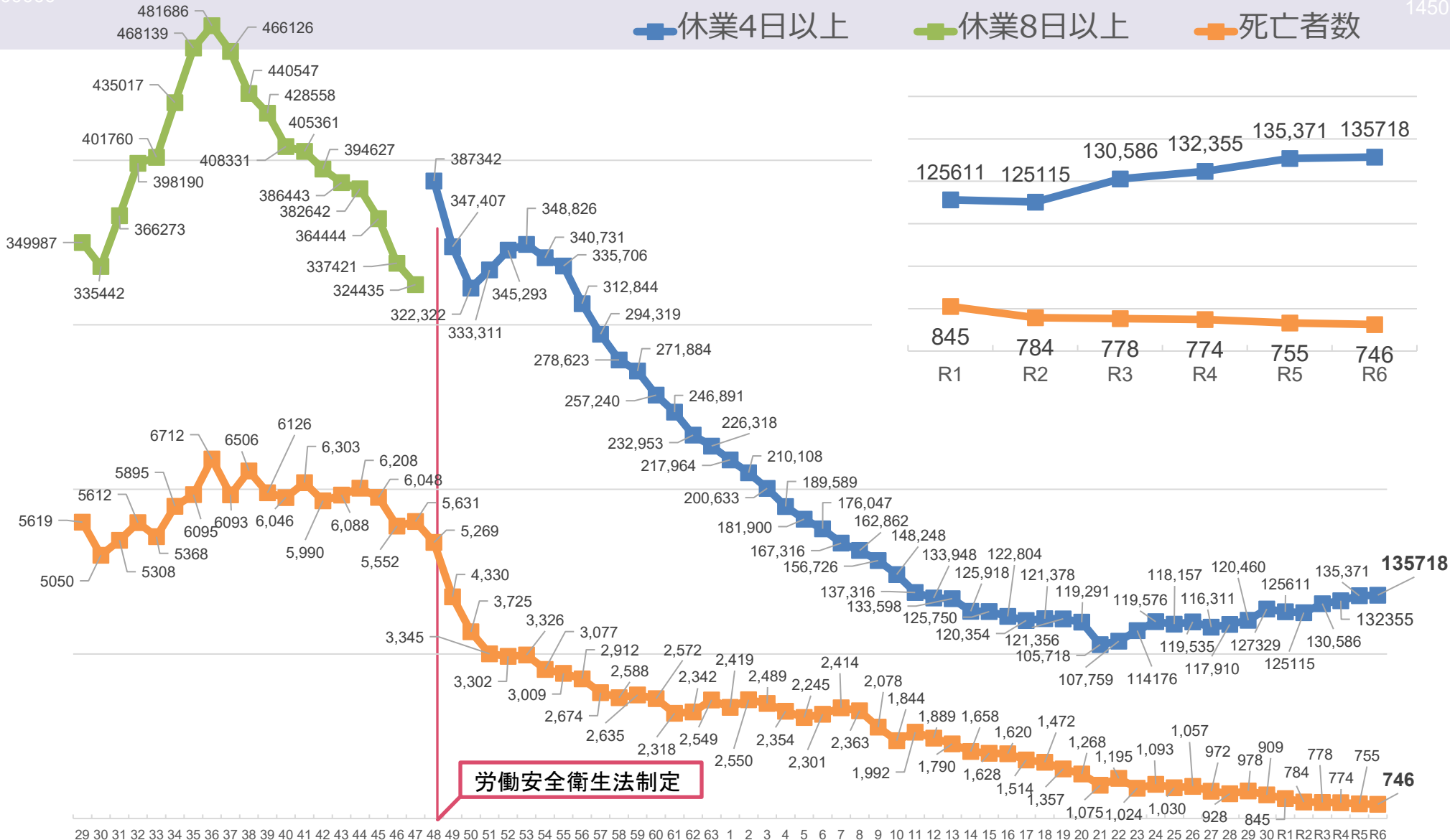
- 労働災害発生状況について
- 最近の法改正について
- 労働災害と事業者の責任

労働災害発生状況について

全産業における死傷者数の推移 [全国]

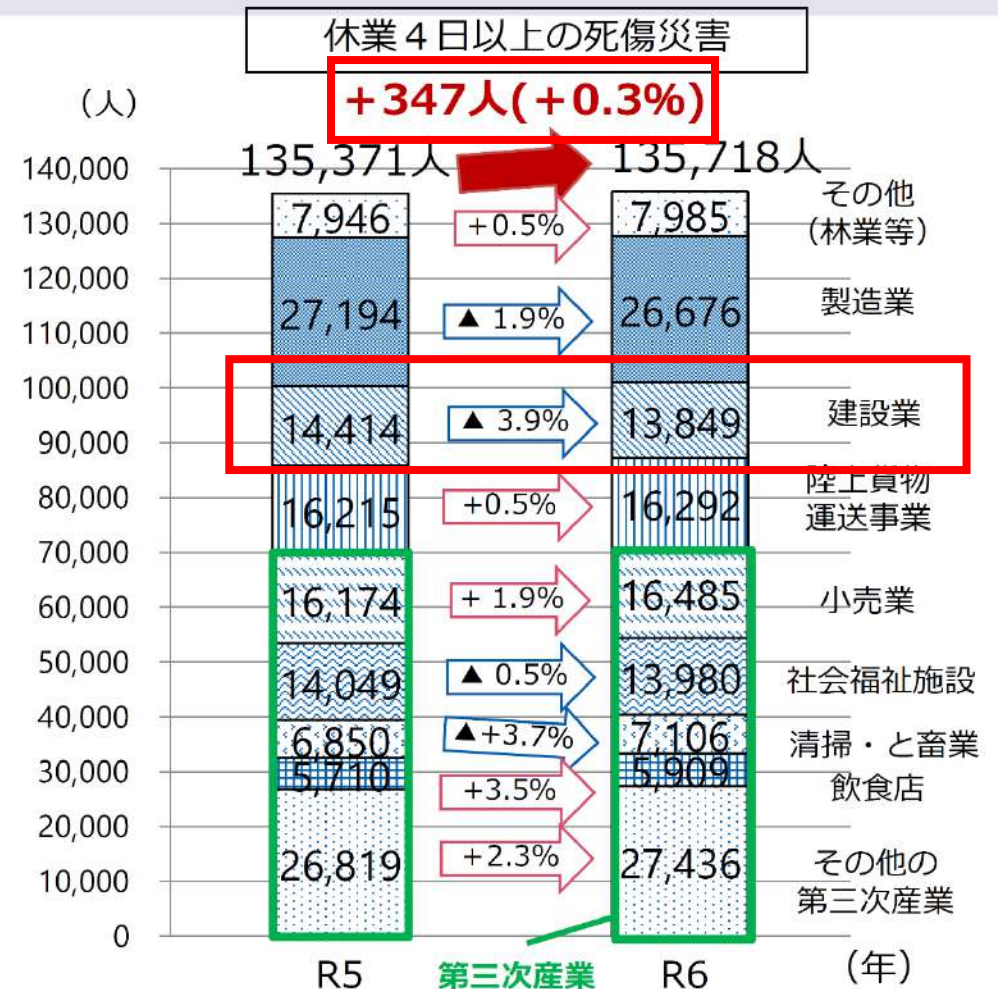
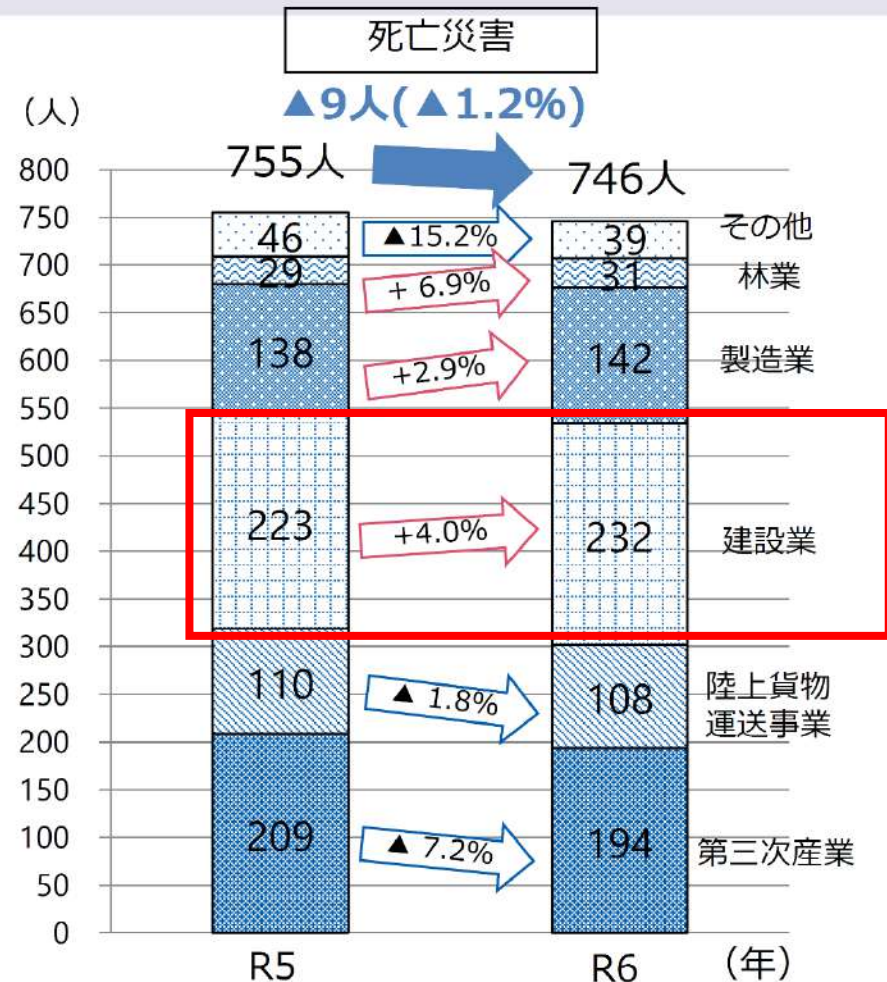
500000

14500



令和6年 業種別労働災害発生状況【全国】 (確定値)

- 業種別の死亡者数は、製造業、建設業、林業で増加し、陸上貨物運送事業、第三次産業、その他で減少した。
- 業種別の休業4日以上死傷者数は、陸上貨物運送事業、第三次産業、その他（林業等）で増加し、製造業、建設業で減少した。



※ 令和6年1月1日から令和6年12月31日までに発生した労働災害について、令和7年4月7日までに報告があったものを集計したもの

出典：死亡災害報告

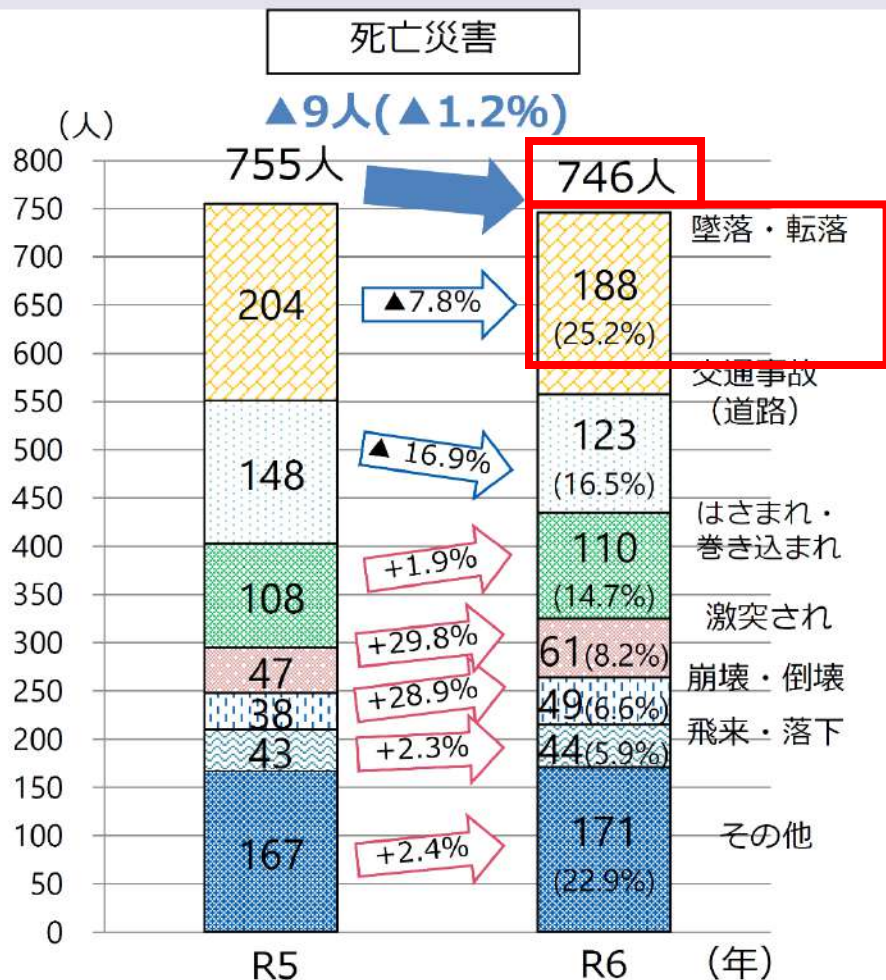
出典：労働者死傷病報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

令和6年 事故の型別労働災害発生状況【全国】 (確定値)

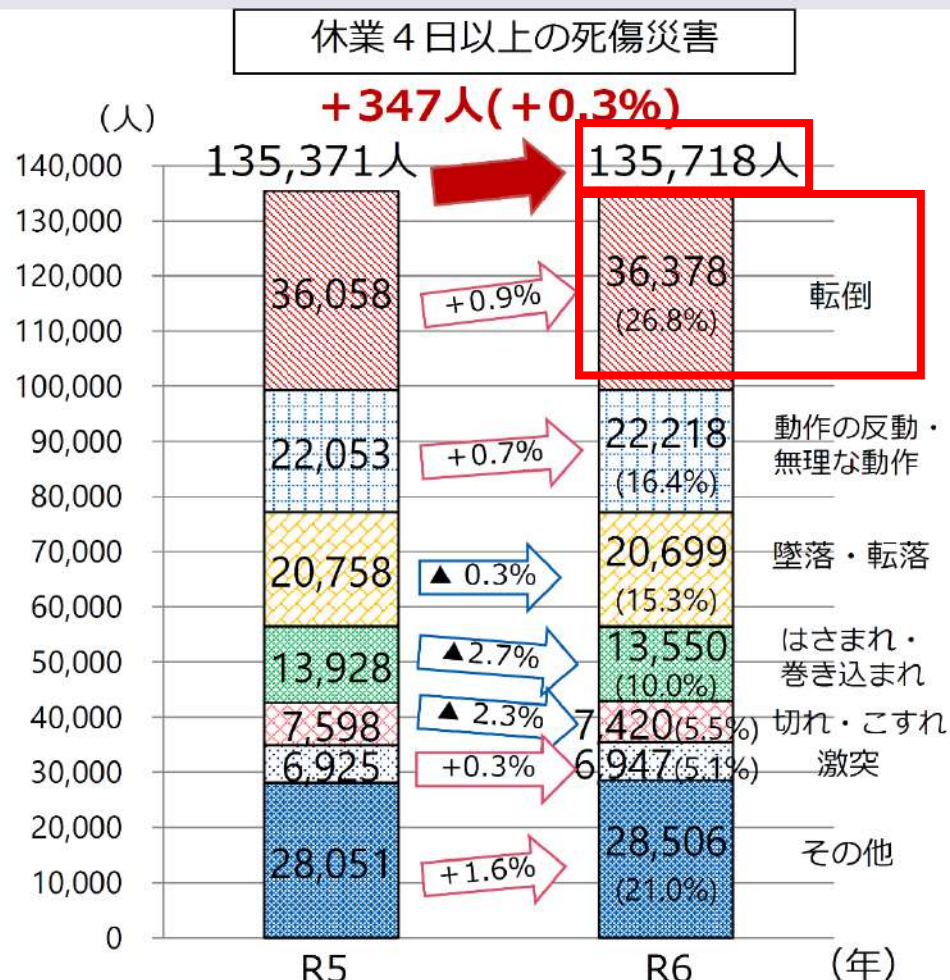
- 事故の型別の死者数は、激突され、崩壊・倒壊等で増加し、墜落・転落、交通事故（道路）で減少した。
- 事故の型別の死傷者数は、転倒、動作の反動・無理な動作等で増加し、はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ等で減少した。



※ 令和6年1月1日から令和6年12月31日までに発生した労働災害について、令和7年4月7日までに報告があったものを集計したもの

出典：死亡災害報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

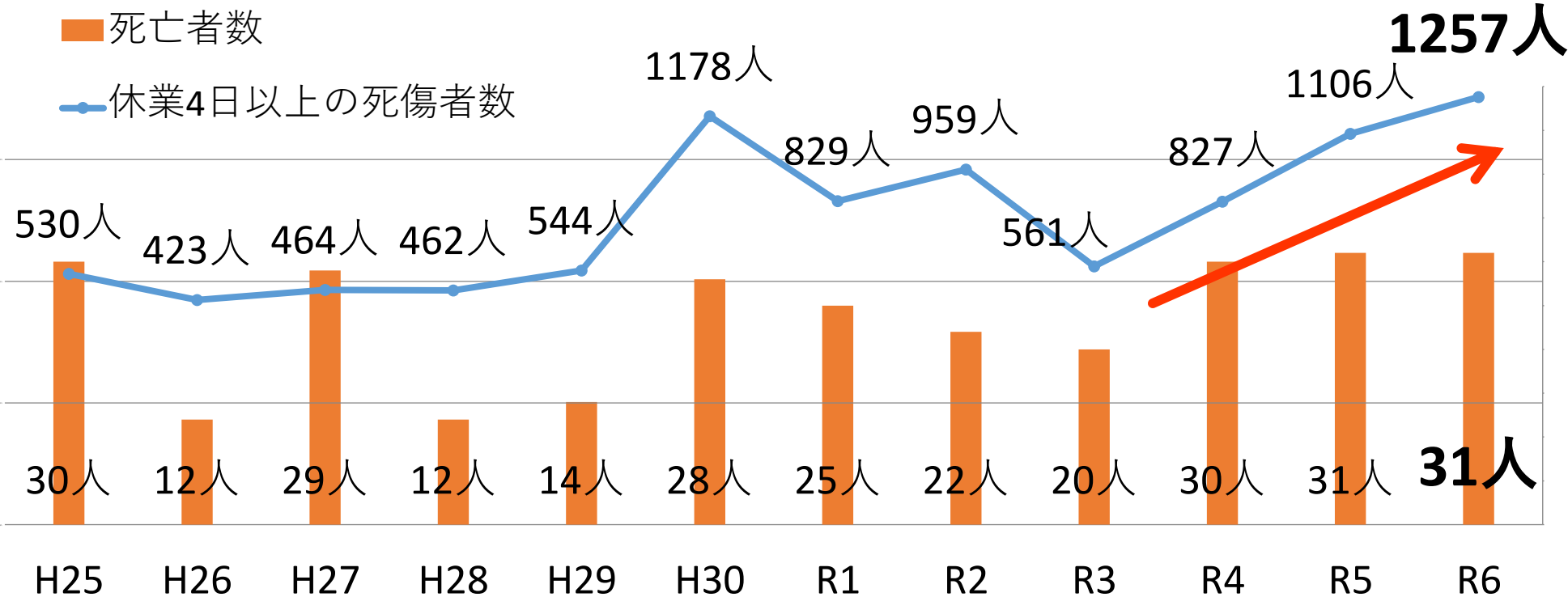


出典：労働者死傷病報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

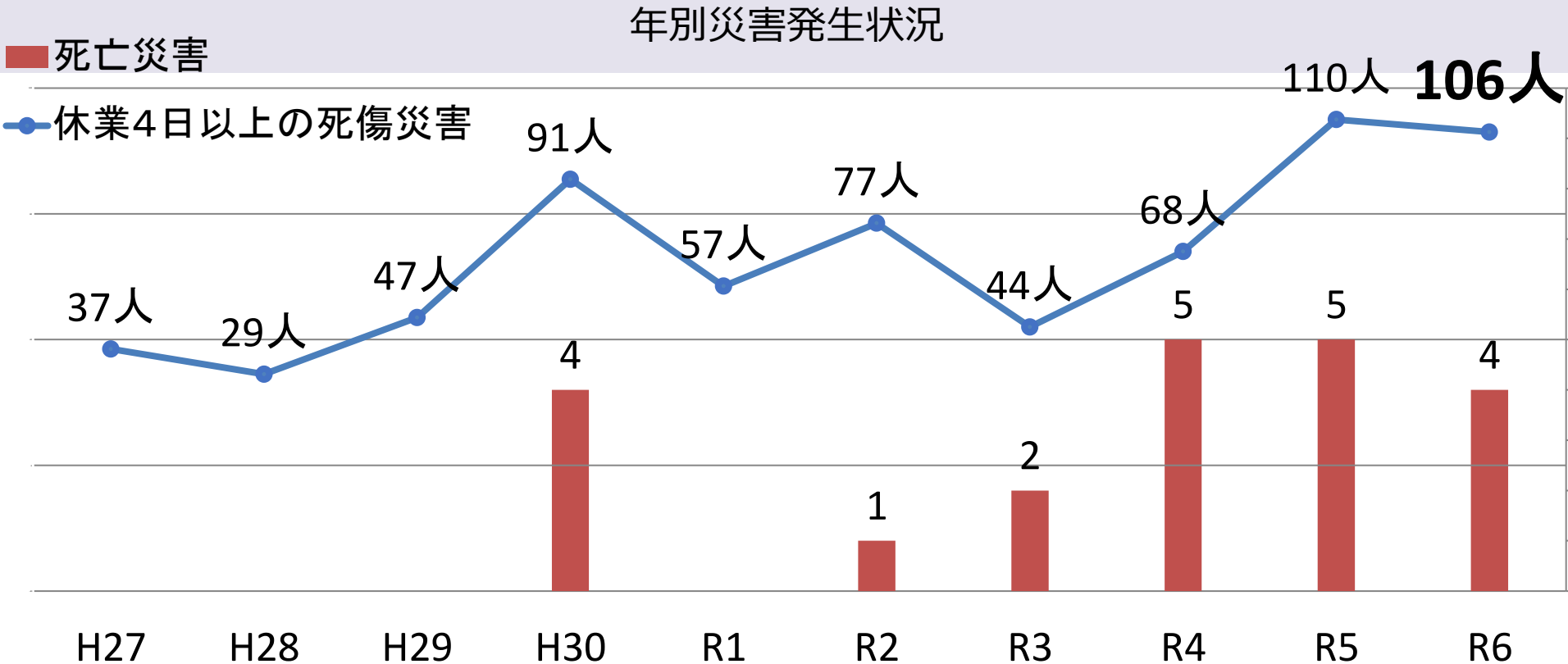
職場における熱中症による死傷災害の推移

職場における熱中症による死傷者数の推移



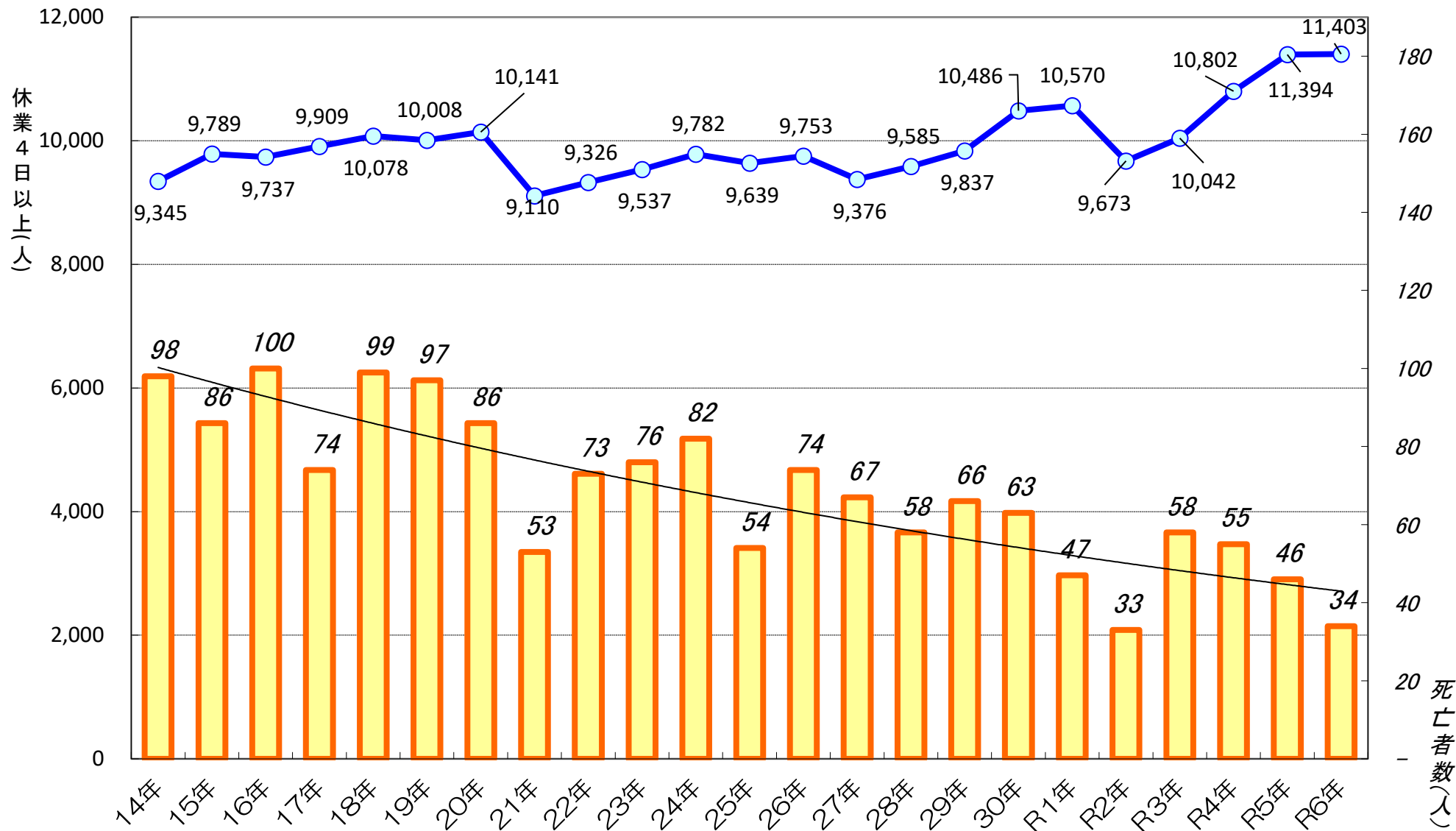
業種	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	清掃・と畜業	農業	林業	その他	計
R 6 年	228(10)	235(5)	186(3)	142(2)	116(2)	76(2)	32(1)	10(0)	232(6)	1,257(31)

職場における熱中症による死傷災害の推移 東京

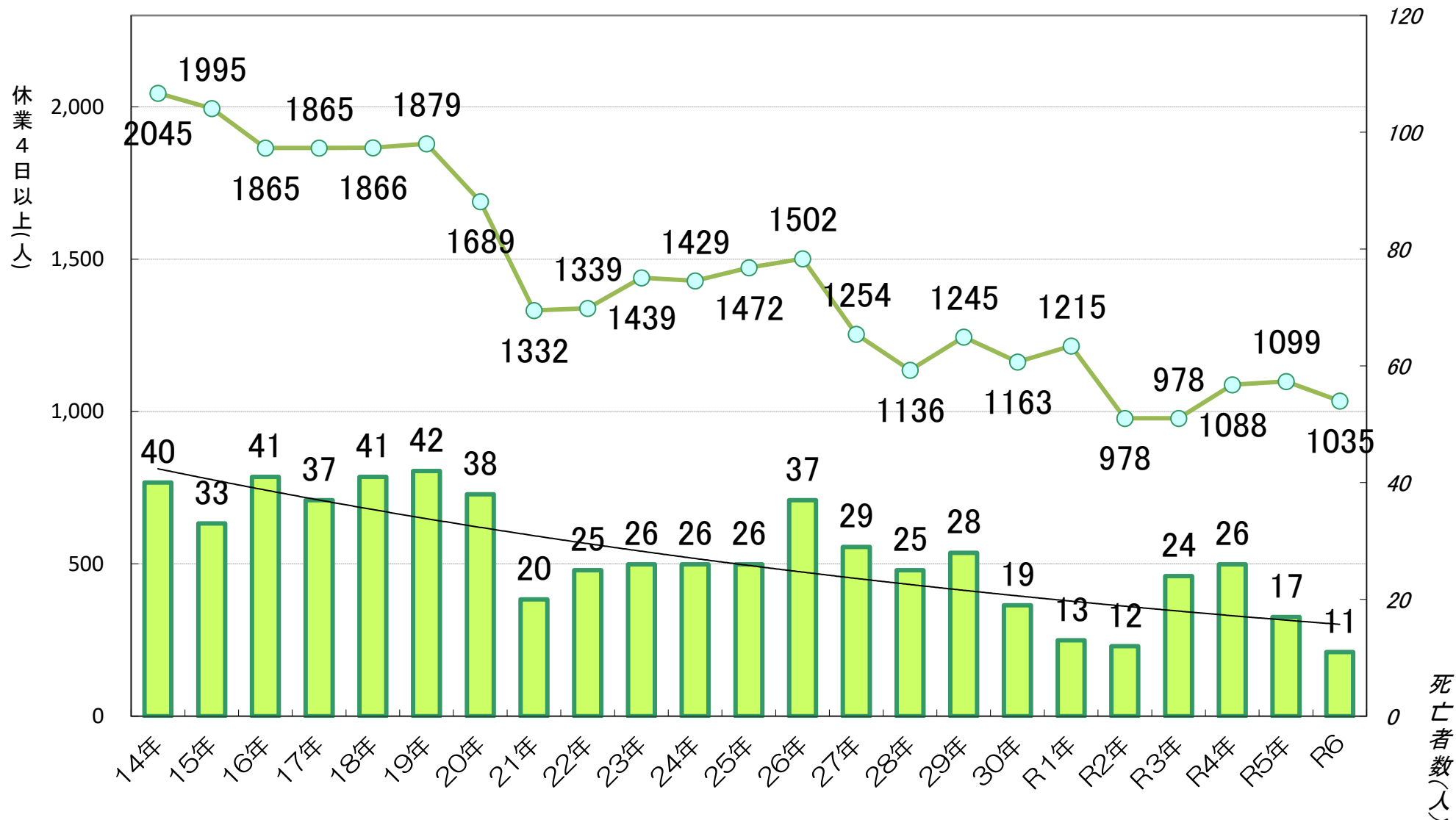


業種	製造業	建設業	陸上貨物 運送事業	小売業	ビルメンテナ ス業	廃棄物処 理業	警備業	その他	計
R6年休業	4	22	16	6	6	3	20	29	106
R6年死亡	0	3	0	0	0	1	0	0	4

東京労働局管内の労働災害の推移（全産業）

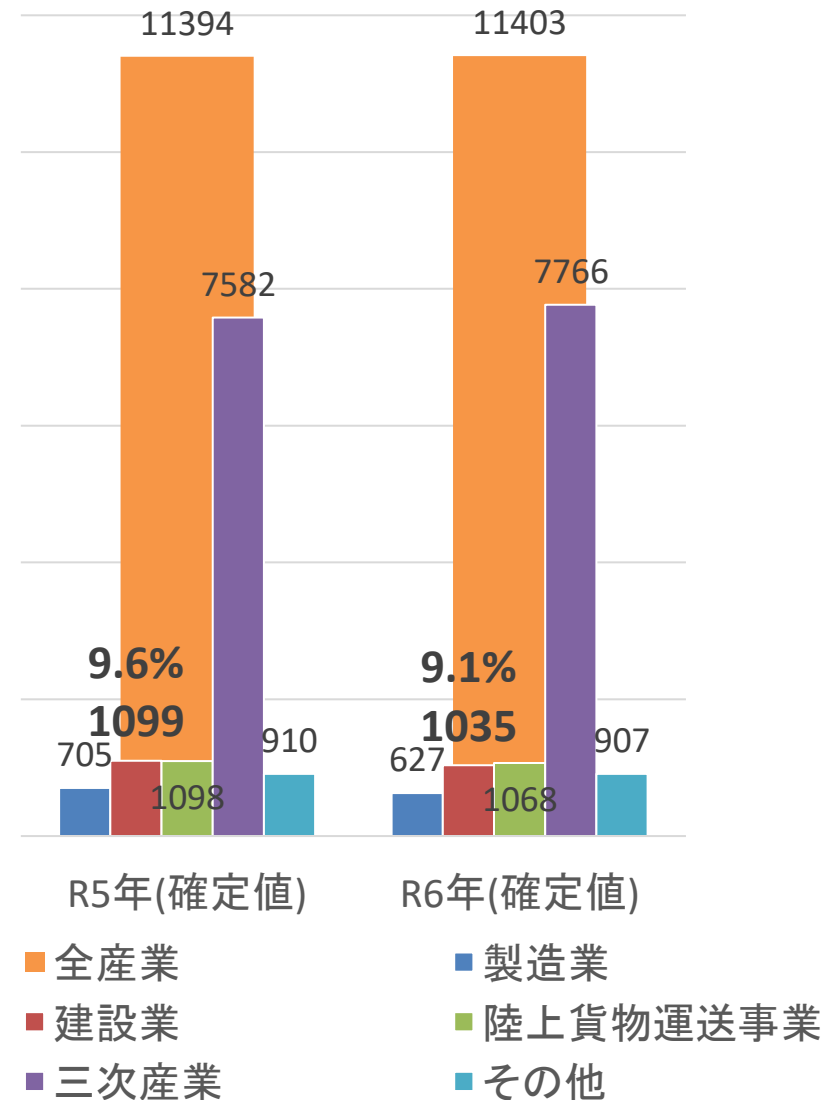
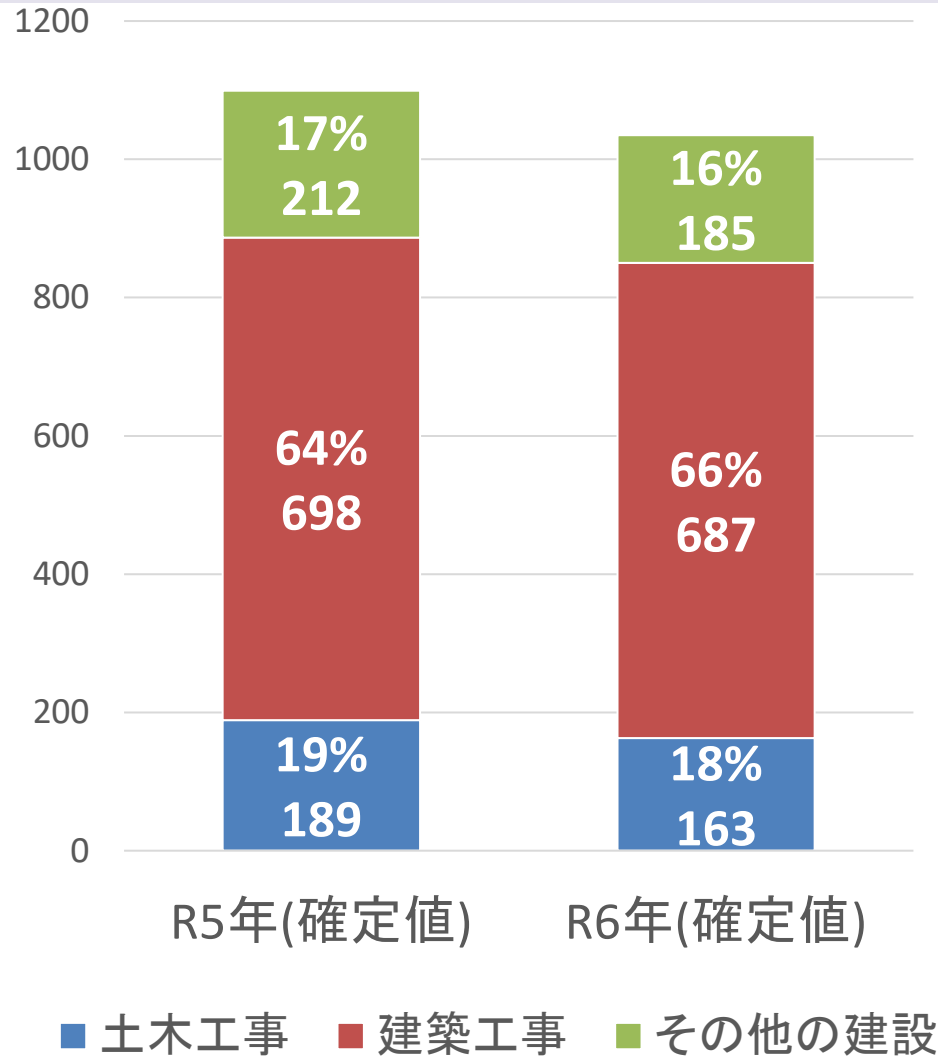


建設業における 東京労働局管内の労働災害の推移



令和6年 死傷災害発生状況【東京労働局管内、建設業】 (確定値)

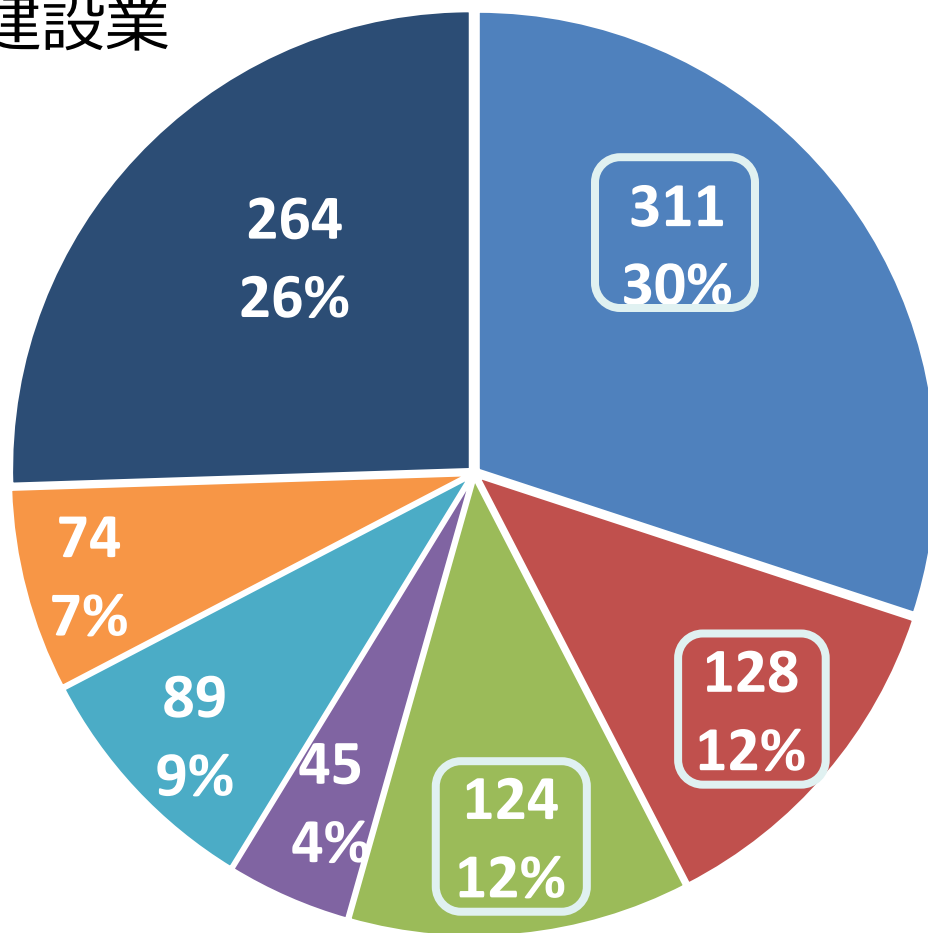
業種別災害発生状況（工事のみ）



令和6年 事故の型別死傷災害【東京労働局管内、建設業】 (確定値)

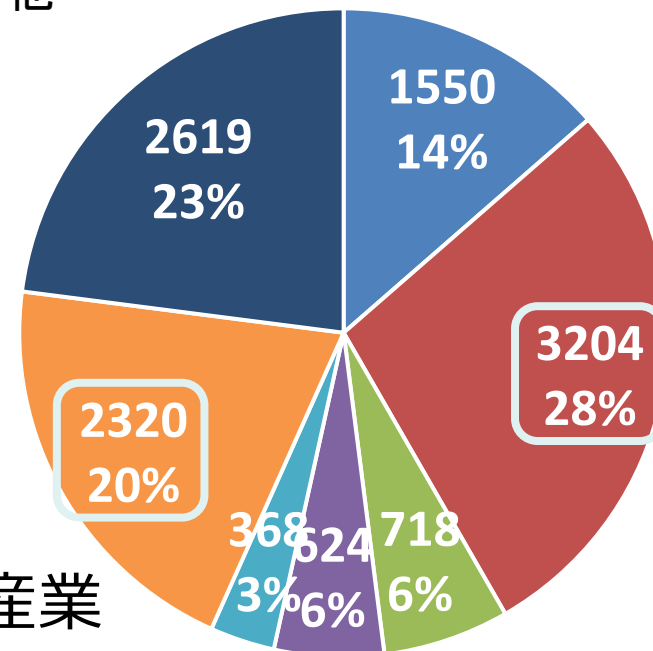
事故の型別災害発生状況

建設業



- 墜落、転落
- 転倒
- はさまれ、巻き込まれ
- 激突
- 飛来、落下
- 動作の反動、無理な動作
- その他

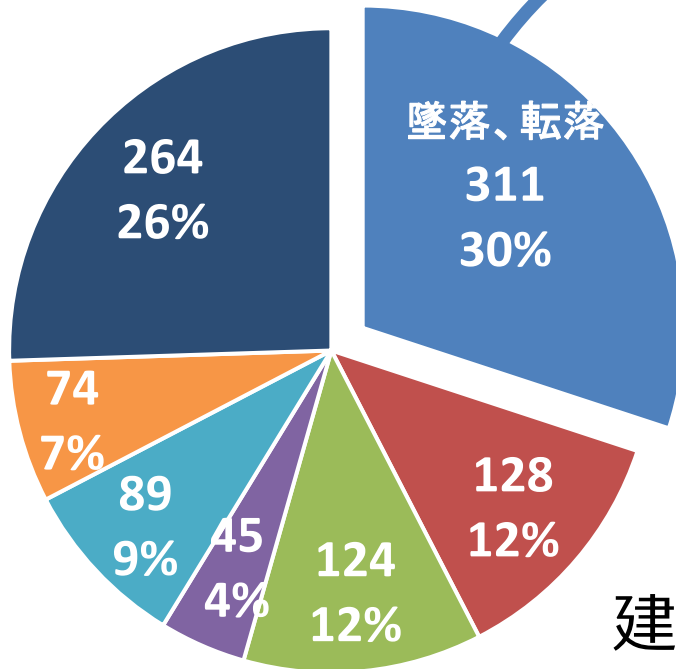
全産業



墜落・転落災害における起因物別死傷災害【東京労働局管内、建設業】 (確定値)

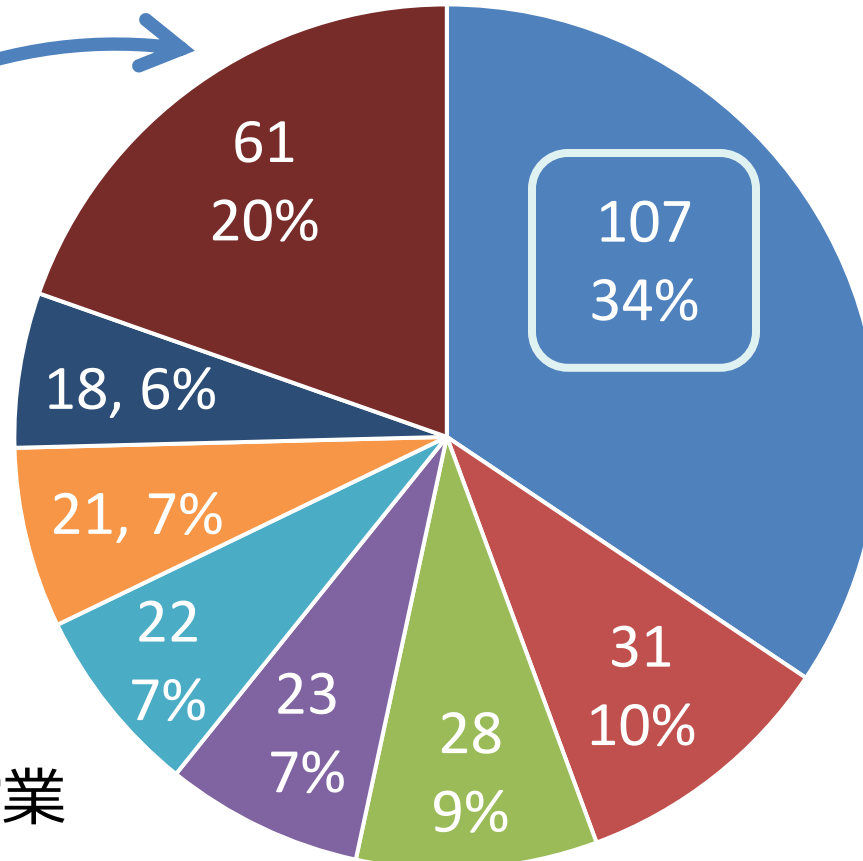
起因物別死傷災害【建設業】

- 墜落、転落
- 転倒
- はさまれ、巻き込まれ
- 激突
- 飛来、落下
- 動作の反動、無理な動作



建設業

墜落・転落災害における 起因物別発生状況



- はしご等
- 足場
- トラック
- 建築物、構築物
- 階段、栈橋
- 開口部
- 屋根、はり、もや、けた、合掌
- 上記以外

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- ☐ はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- ☐ (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- ☐ はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- ☐ はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- ☐ はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- ☐ はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご(安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典「シリーズ」ここが危ない
高所作業・中央労働災害防止協会

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- ☐ 脚立は安定した場所に設置している
- ☐ 開き止めに確実にロックをかけた
- ☐ ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- ☐ 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- ☐ 天板上や天板をまたいで作業をしない
- ☐ 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- ☐ 作業は頭の真上でしない
- ☐ 荷物を持って昇降しない



「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立(安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

高さ2m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

東京労働局
公式X



フォロー
チャンネル登録
よろしく
お願いします

東京労働局
公式Youtube
チャンネル



脚立からの墜落災害
が増えています！



ご自身や、家族の
ことを考えて、
正しい脚立の使い
方を学んで
安全に作業しませ
んか？

時には命を失うこと
もあります。



ひと、くらし、みらいのために

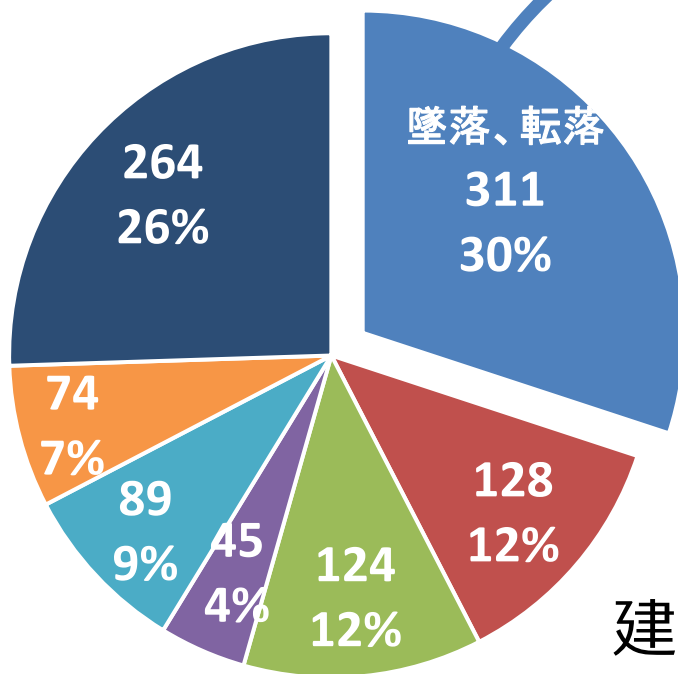


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

墜落・転落災害における起因物別死傷災害【東京労働局管内、建設業】 (確定値)

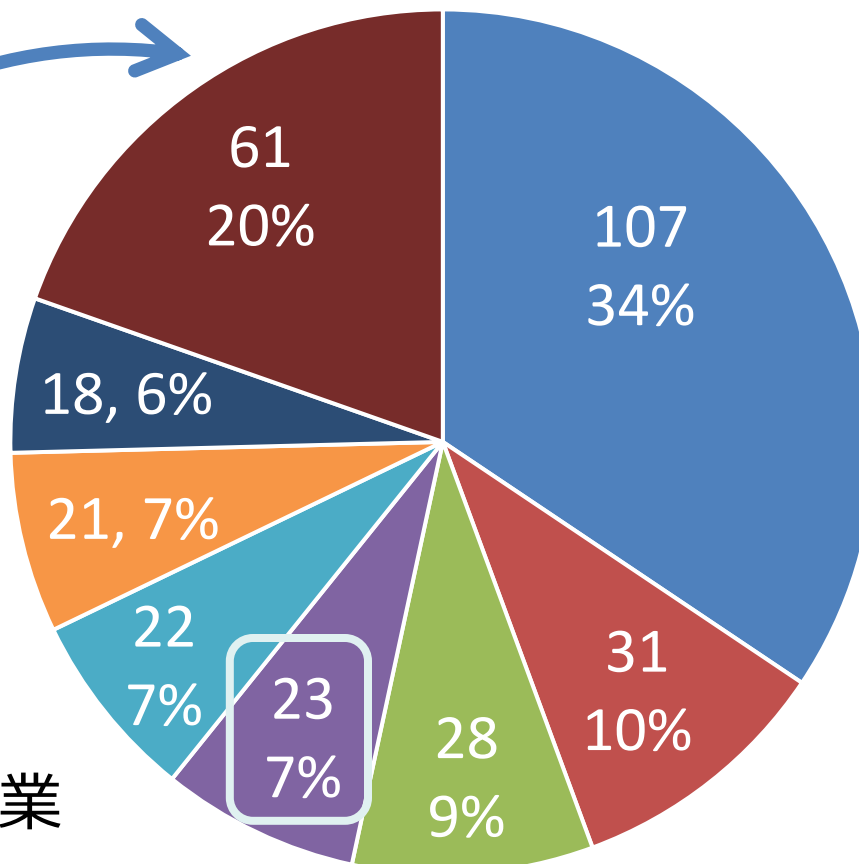
起因物別死傷災害【建設業】

- 墜落、転落
- 転倒
- はさまれ、巻き込まれ
- 激突
- 飛来、落下
- 動作の反動、無理な動作



建設業

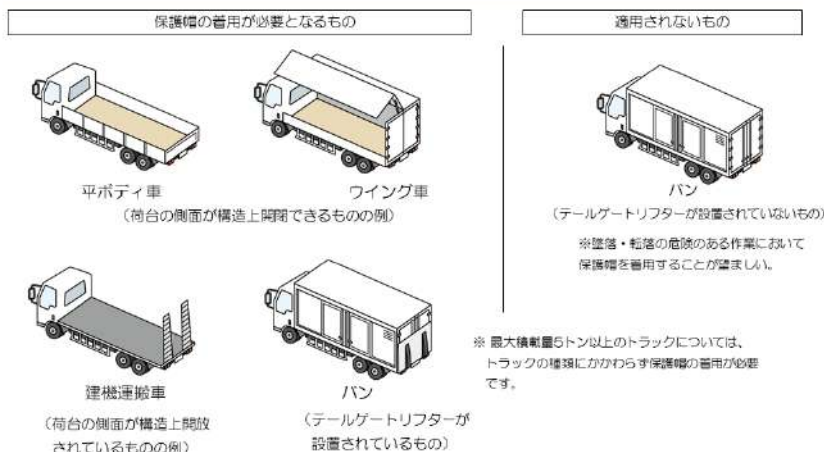
墜落・転落災害における 起因物別発生状況



- はしご等
- 足場
- トラック
- 建築物、構築物
- 階段、栈橋
- 開口部
- 屋根、はり、もや、けた、合掌
- 上記以外

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。

新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類（最大積載量2トン以上5トン未満のもの）



改正のあらまし

労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

3 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。



1 昇降設備、保護帽の設置義務の範囲が拡大されます

R5.10.1
施行

● 昇降設備について（安衛則第151条の67関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、2トン以上5トン未満のものが追加されます。

「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t未満	2t以上5t未満	5t以上	備考
床面から荷の上又は荷台までの昇降設備の設置	△	●	○	高さ1.5mを超える箇所で行うときは、安衛則第526条第1項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

● 保護帽について（安衛則第151条の74関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ① 最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開放できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。
- ② 最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

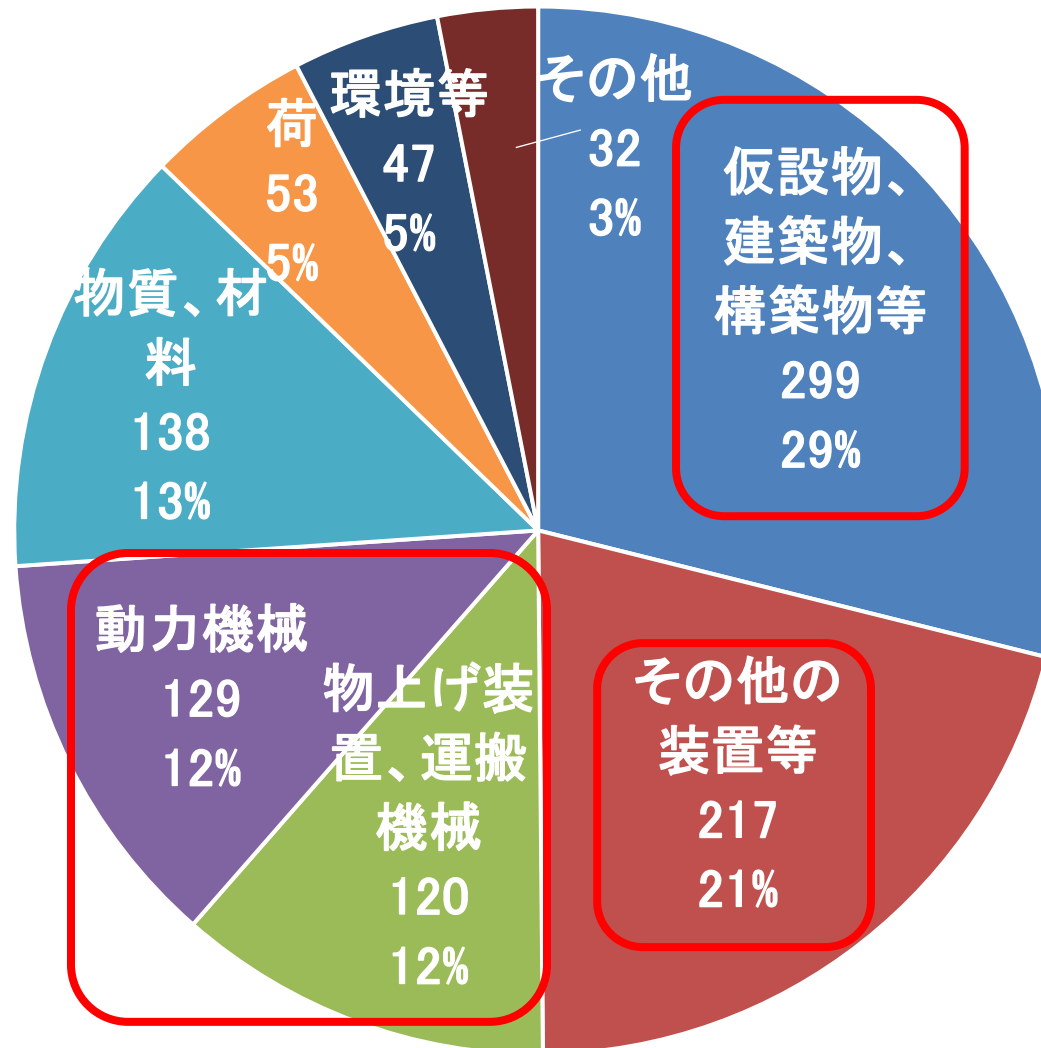
	2t未満	2t以上5t未満	5t以上	備考
墜落による危険を防止するための保護帽の着用	△	● （上記①②） △ （上記①②）	○	高さ2m以上の箇所で行うときは、安衛則第518条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。



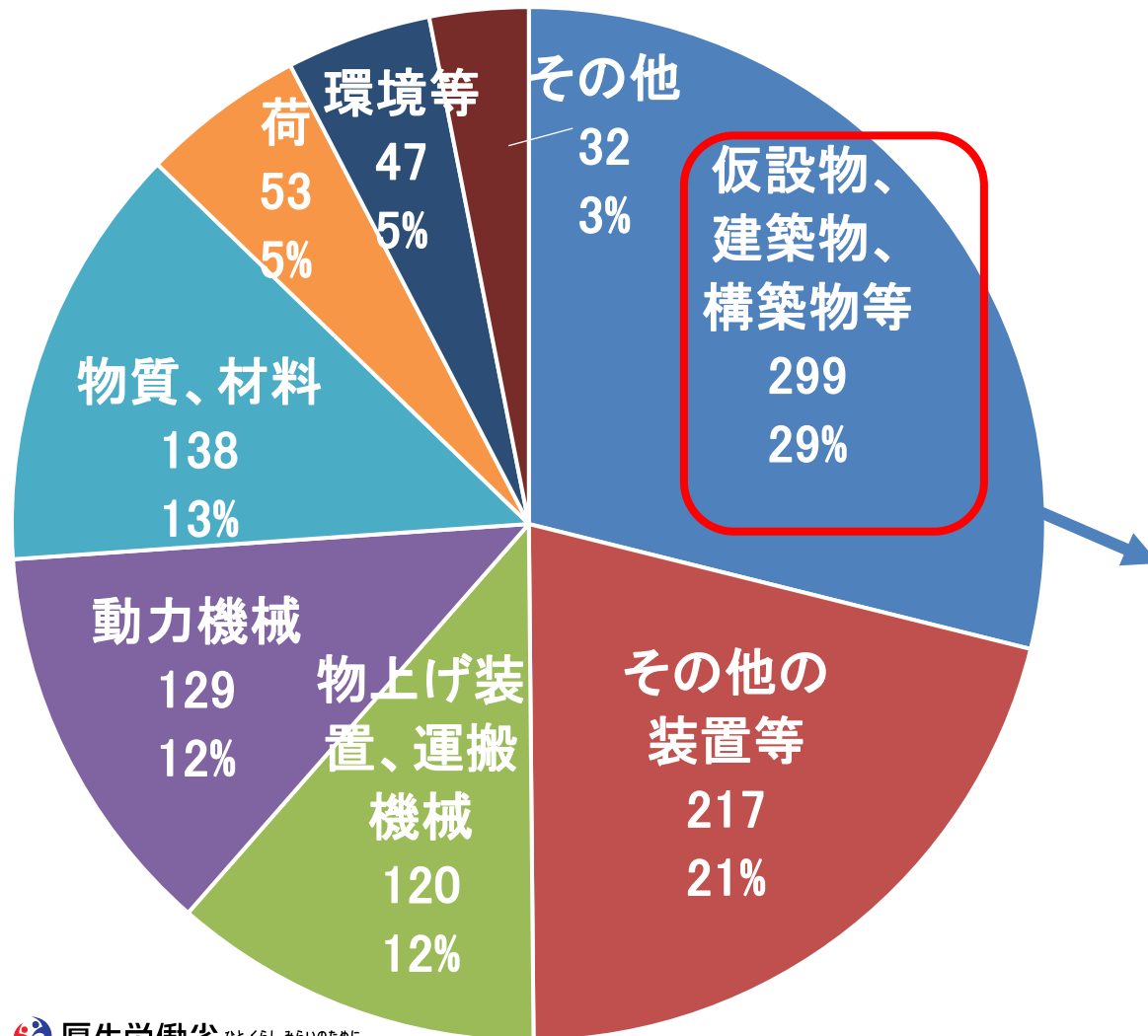
令和6年 起因物別死傷災害【東京労働局管内、建設業】 (確定値)

起因物別死傷災害【建設業】

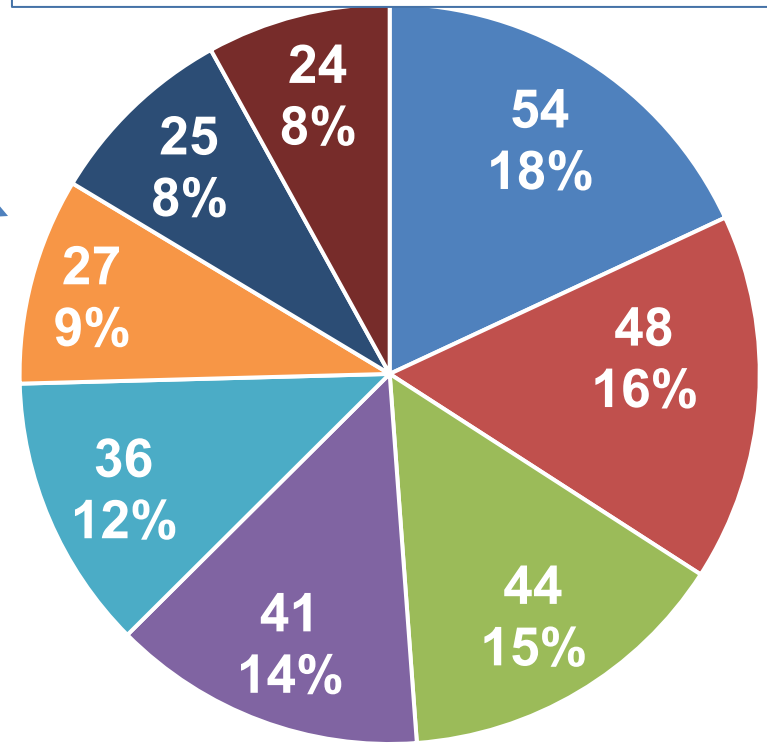


令和6年 起因物別死傷災害【東京労働局管内、建設業】 (確定値)

起因物別死傷災害

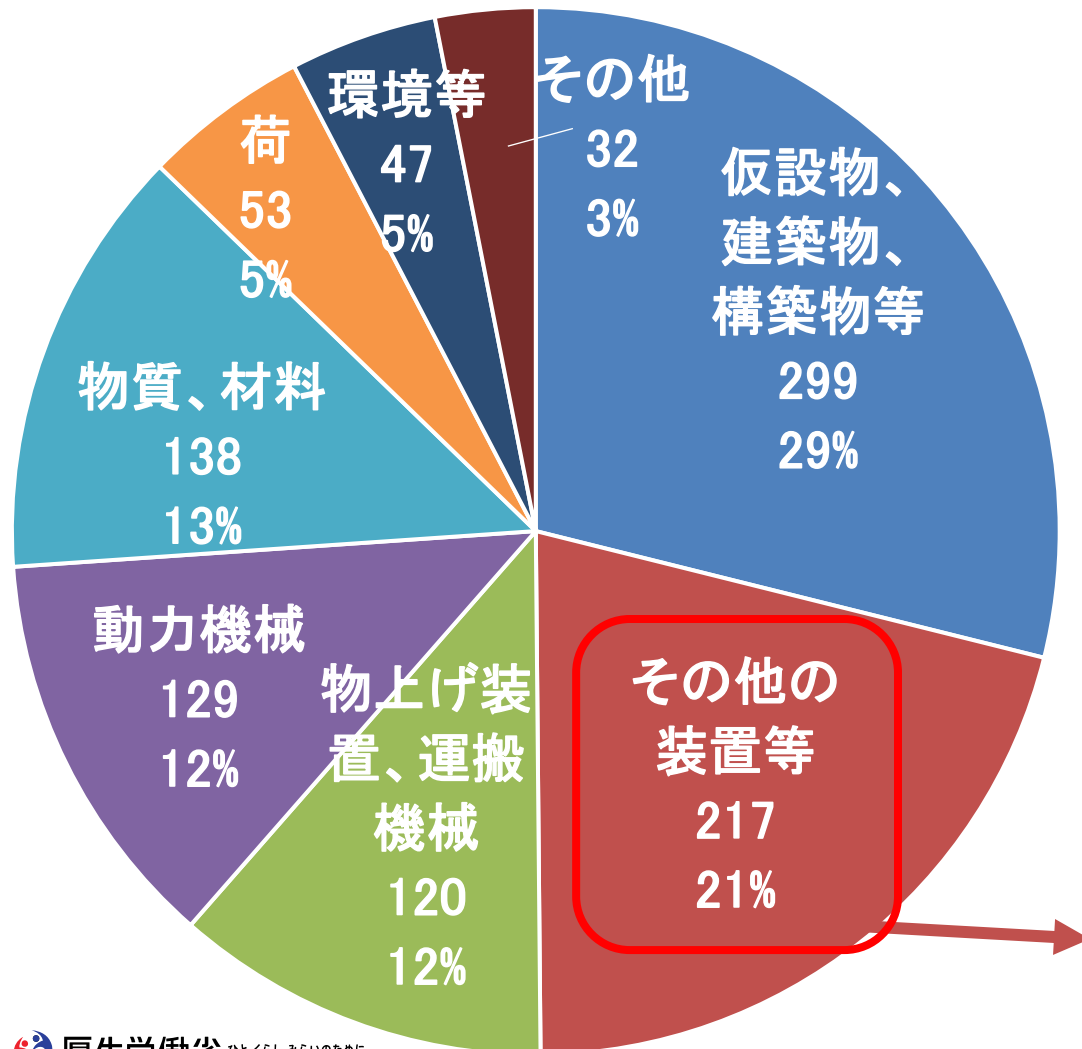


- 通路
- 建築物、構築物
- 足場
- 作業床、歩み板
- 階段、栈橋
- その他の仮設物等
- 開口部
- 上記以外

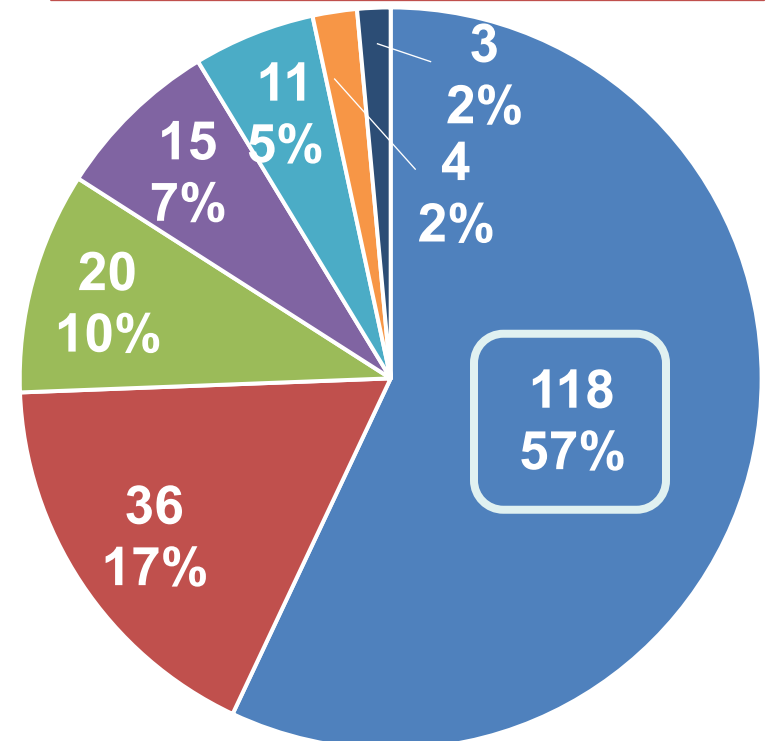


令和6年 起因物別死傷災害【東京労働局管内、建設業】 (確定値)

起因物別死傷災害

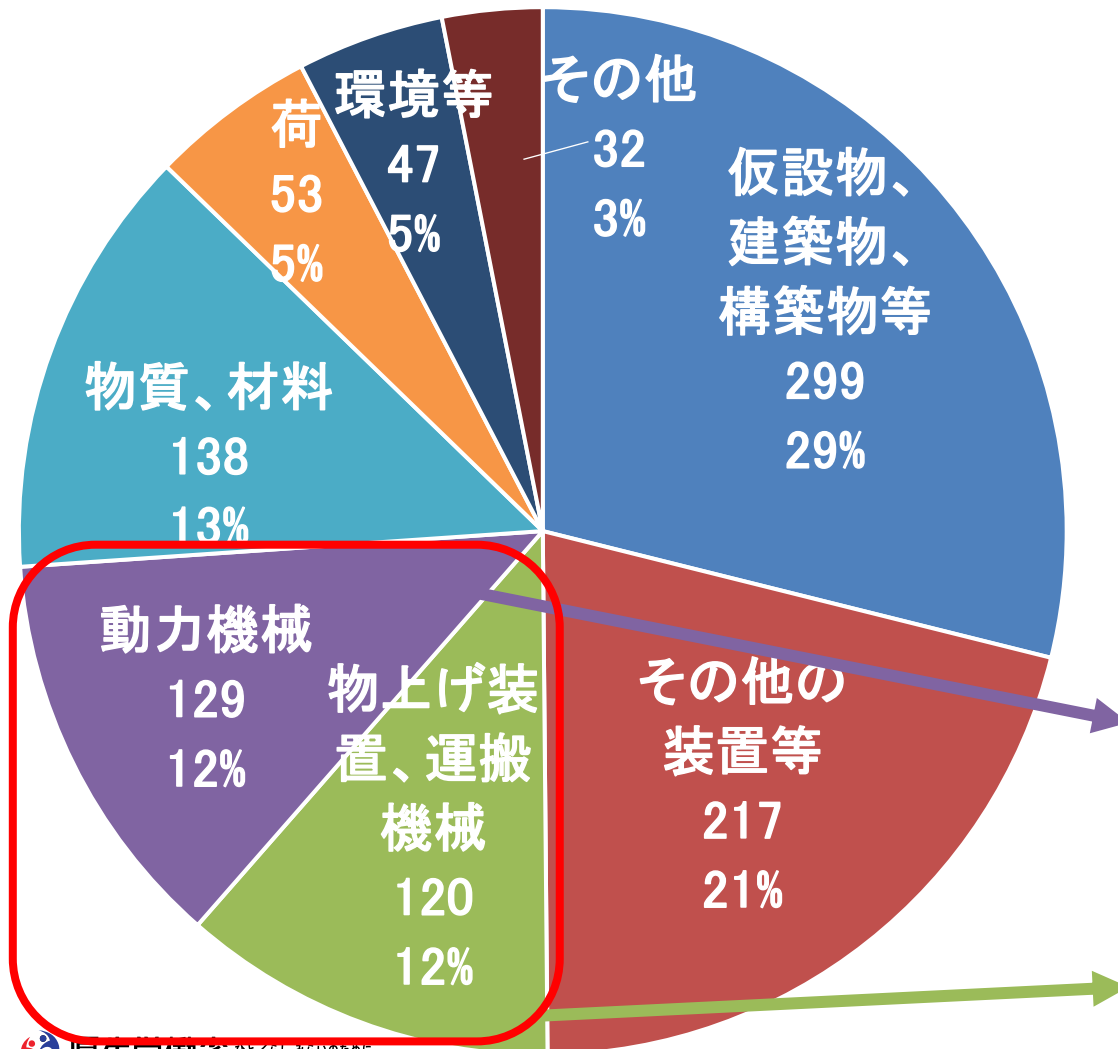


- はしご等 (Ladders, etc.)
- 手工具 (Hand tools)
- その他の装置、設備 (Other devices, equipment)
- その他の用具 (Other tools)
- 玉掛用具 (Hoisting tools)
- 人力クレーン等 (Manual cranes, etc.)
- 送配電線等 (Power lines, etc.)

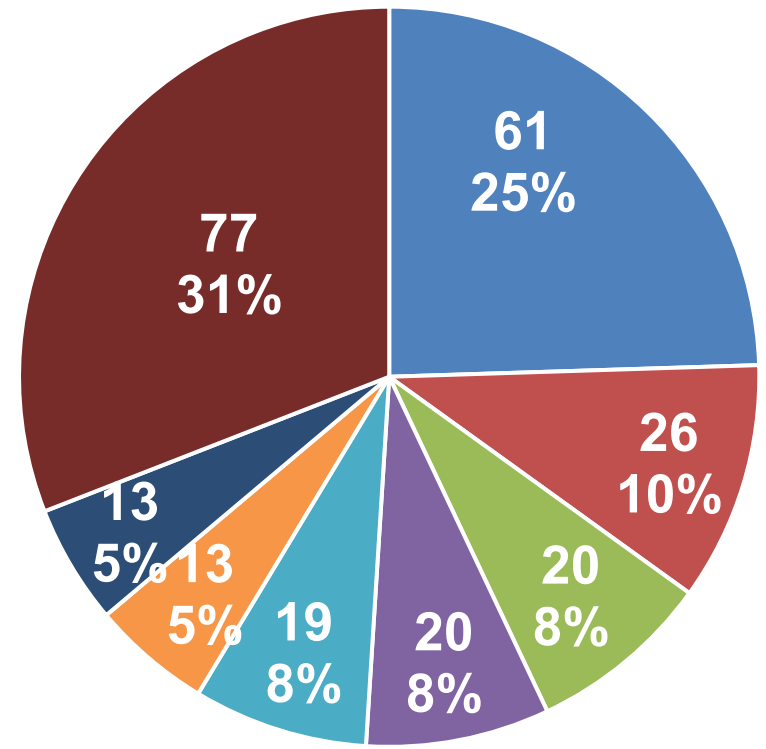


令和 6 年 起因物別死傷災害【東京労働局管内、建設業】 (確定値)

起因物別死傷災害

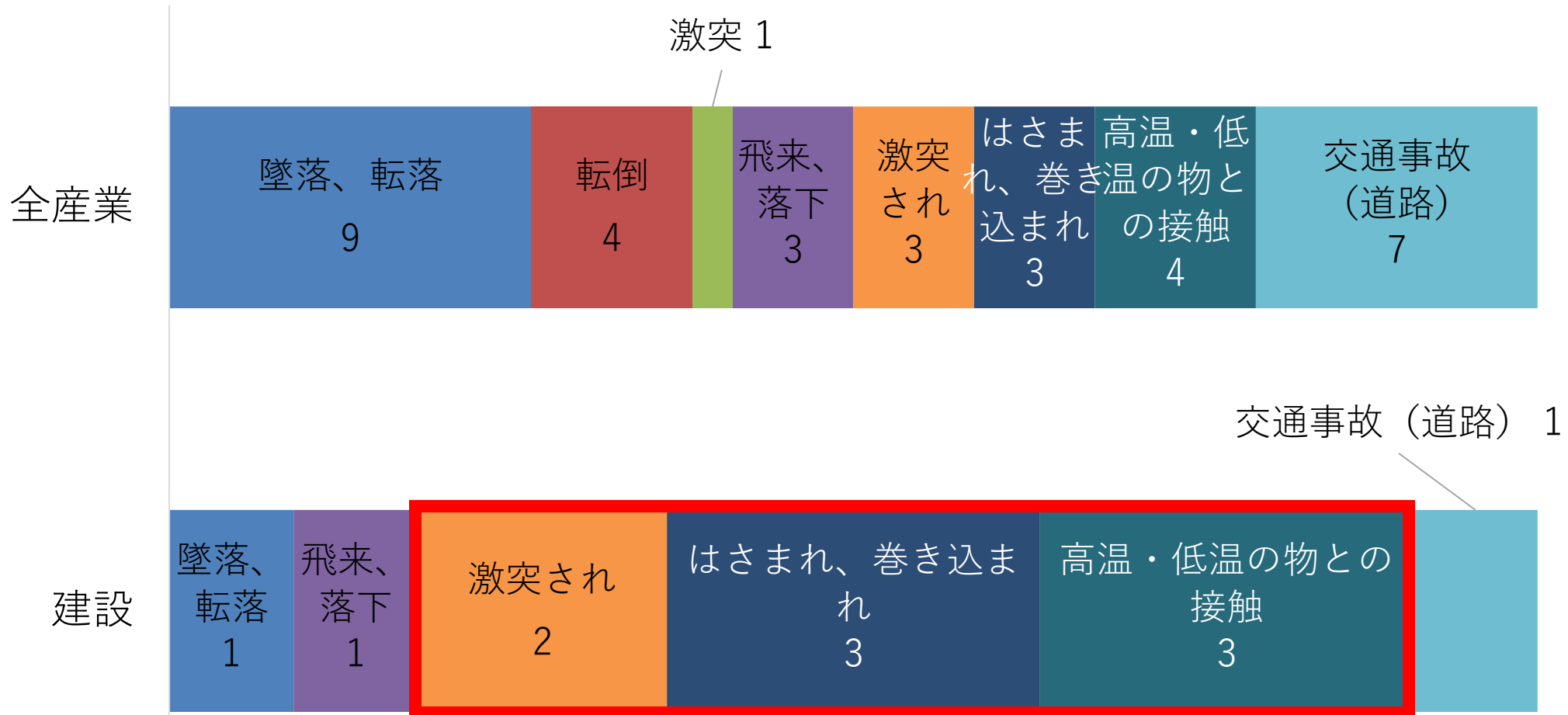


- トラック
- 掘削用機械
- 乗用車、バス、バイク
- 移動式クレーン
- 丸のこ盤
- 高所作業車
- その他の一般動力機械
- その他



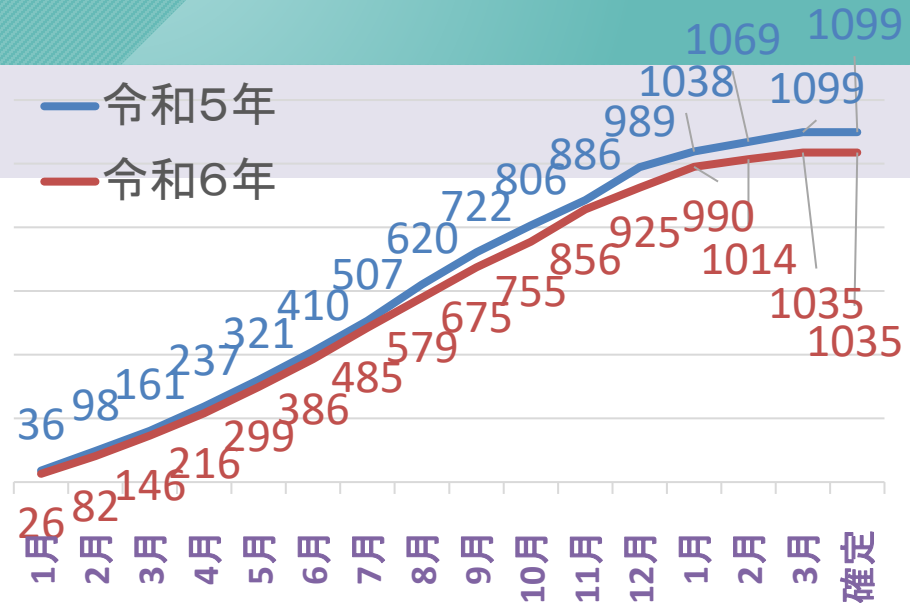
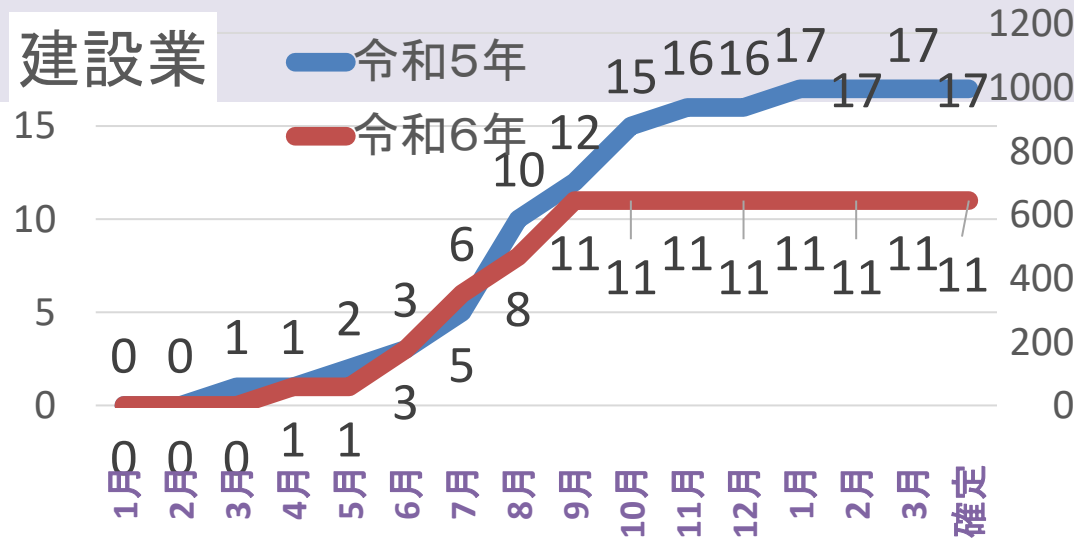
令和 6 年 事故の型別死亡災害【東京労働局管内、建設業】 (確定値)

事故の型別 死亡災害発生状況



月別死亡災害・死傷災害の推移【東京労働局管内、建設業】 (確定値)

建設業



- ❑ 鉄筋圧接業務の補助者が熱中症により死亡
- ❑ 土木工事現場での作業を終え、会社に戻った後、熱中症を発症し死亡
- ❑ 学校のグラウンド改修工事に従事していた作業者が帰宅後、熱中症を再発し死亡
- ❑ 高所作業車のアウトリガー張出作業中に、高所作業車が逸走し、当該作業者が轢かれ死亡
- ❑ バックホウで敷き鉄板を移動中、当該機械が転倒し、作業の補助業務を行っていた者が同機械の下敷きとなり死亡
- ❑ 高架駅の工事で道路上から当該駅を高所作業車で点検するためバケットを上昇中、バケットの手すりとは点検箇所との間に頸部が挟まれ死亡
- ❑ コンクリートポンプ車輸送管内の生コン除去作業を圧縮空気を用いて実施中、ホースの先端から洗浄ボールが飛び出し、その反動で振れたホースに激突され死亡

直近の死亡災害の概要

死亡災害事例

月	業種	職種	事故の型	発生状況の概要
		年齢	起因物	
		経験		
6月	その他の事業	建設現場誘導員	交通事故(道路)	片側交互通行規制の誘導中、対向車線の最後尾の車が通過したことを確認し、待機車1台を発進させ持ち場を移動中、枝道から前進してきた軽トラックと接触して被災したもの。
		60歳代	トラック	
		5年以上10年未満		
8月	その他の事業	建設現場誘導員	交通事故(道路)	道路上規制帯内での工事現場の警備業務に従事していた被災者が、当該工事現場の当日の作業及び片付けがほぼ終了し、被災者も引き上げようと規制帯内を歩いて移動していたところ、車両誘導に従わずに侵入してきたバイクに後方から追突されたもの。
		10歳代	乗用車、バス、バイク	
		1年未満		

STOP！ 警備業務中の車両との接触！



建設工事現場における車両誘導中の死亡災害が頻発しています！災害防止対策の徹底をお願いします！

① 作業計画段階におけるRA実施と計画周知！



警備員の適正な配置位置チェック！

② 作業指揮者の配置や車両との接触防止！

入退場時、駐停車時の接触防止！



車両の後退走行時（バック）に要注意！

③ 車両の誘導に関する安全教育実施！



理解度チェック！

④ 元請事業者との連携強化！

車両入場情報、道路使用許可、駐停車場所の確認！



警備業務の労働災害防止チェックリスト



作業開始前	作業計画等	事前調査の的確な実施！	警備する作業場所や周辺の状況、建設現場においては、元請からの情報収集	☐
		調査結果に基づいた適切な作業計画の作成！	警備員の適正配置を検討	☐
		危険箇所等の作業計画への明示！	車両の駐停車の位置確認、車両の運行経路と警備員の動線確認	☐
		計画段階でのリスクアセスメント実施！	危険・有害要因の洗い出し、リスク評価と低減対策の検討	☐
	点検等	警備を行う作業場所の的確な点検！	墜落・転落のおそれ、段差など転倒要因がないか、記録保存も	☐
		保護具、用具類の点検！	保護帽、作業服、安全靴、安全ベルト、誘導灯、カラーコーン、標識などの点検	☐
	安全衛生対策等	作業指揮者の選任！	警備する作業場所における適正な人員配置、安全な車両誘導方法の指揮、警備員の保護具類の使用確認などの職務遂行	☐
		全員で安全な作業の打ち合わせ実施！	作業計画・手順の確認・周知、危険予知活動の的確な実施	☐
		建設現場における元請との連携！	車両入退場の情報、道路使用許可、駐停車場所、休憩場所の情報共有	☐
		KY活動と体調管理の確認！	作業開始前の危険予知、朝礼時における警備員の健康状況把握と体調管理の徹底	☐
作業時		警備員に対する安全衛生教育の実施！	的確な安全教育や作業場所に応じた避難訓練の実施	☐
		車両の入退場時における接触防止の徹底！	的確な車両誘導と車両との距離確保！	☐
		公道上における安全な車両誘導の徹底！	道路工事や建設現場出入口からの車両誘導時における公道上での安全作業の徹底、交通法規の遵守確認と安全な立ち位置の確保！	☐
		建設現場敷地内における車両誘導の安全対策徹底！	現場敷地内における車両の運行経路と警備員などの動線確保、監視人の配置	☐
		体調管理と休憩時間の確保！	警備員における体調変化の有無の確認、体力回復に向けた適切な休憩確保、夏季における熱中症予防対策の徹底	☐
		悪天候時等の環境悪化への対応！	強風、大雨など悪天候時における安全作業の徹底と装備の確認！	☐
		公衆災害の防止対策！	第三者（通行人等）に対する安全対策（誘導員配置や歩行通路の確保）などの配慮	☐

作業場名：

点検日：

年 月 日

点検者：

警備業における労働災害防止のためのガイドライン（中災防）

警備業における 労働災害防止のための ガイドライン



平成25年2月
中央労働災害防止協会



ガイドライン

鹿児島労働局ホームページ
からダウンロードできます

建設機械等の転落・転倒防止のための対策について

重機による事故対策6つの盲点

1 土木工事で最も死亡災害が多いのは重機の稼働時ではなく移動時。

具体的には、

○仮置きしていたバックホウが邪魔になったので、これに乗り込んで動かそうとしたところ、路肩が一部崩れ、バックホウが約4メートル下の谷川に転落

○トラックへのバックホウ積み込み作業中、荷台から道板が1枚外れてバックホウが転倒、作業員がバケットの下敷きに

○作業終了後、道路を開放するために、バックホウを空き地まで移動させていた際、交差点を左折したところで誘導員が挟まれた

といった死亡災害が発生しています。こうした作業は、作業中ほどの危険性を認識していないため、油断が生じてしまうのでしょう。

測量や写真撮影をしている人が重機に背を向けていたため、後退してきた重機に気付かずにはねかれてしまう。バックホウのエンジンを始動させて状態を確認している際、突然、バックホウの一部が動き出し、修理していた作業員が災害に巻き込まれる。こんな事故が意外に多いのです。

バックホウで最も危険なのは旋回時ではないわけ

●この状況で予知される災害は？

工事現場の地盤が悪いところで、2トントラックの荷台からドラグ・ショベルをおろそうとしています。地上から荷台には2本のアルミ製の道板を掛け渡しています。さて、この状況からどんな危険が予知されるでしょうか？



©1999SACL

●こんな災害が発生しました！

道板が急に外れ、ドラグ・ショベルが横転し落下、運転員が下敷きになりました。



©1999SACL

●災害発生防止のポイント

1. 重機の積み降ろしは平らで固い場所において行う。
2. 道板を使用するときは、十分な幅と強度をもったものを使用する。また、道板は適切な勾配で確実に取り付け。



第14次東京労働局労働災害防止計画（2023年度～2027年度） ～トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～

計画のねらい

労働災害の防止に当たっては、行政や労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者だけではなく、仕事を発注する発注者や仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者等、すべての関係者が、「労働災害は本来あってはならないものである」との認識を共有し、安全や健康のために要するコストへの理解を醸成し、それぞれの立場に応じた責任ある行動をとる社会を実現していかなければならない。

目指すべき社会の実現に向け、「Safe Work TOKYO」の下、

トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」を



キャッチフレーズとして、すべての関係者が認識を共有して取組を推進することとする。

目標

※アウトカム指標達成を目指した場合の期待目標に向けて、設定した目標は以下のとおり

- ◎死亡災害：  ともに、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。
- ◎死傷災害：  ともに、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。

アウトカム指標（期待される結果）

- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策及び高年齢労働者への労働災害防止対策の推進
転倒災害を2022年と比較して2027年までに減少させる。
転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。
社会福祉施設における腰痛を2022年と比較して2027年までに減少させる。
60歳代以上の死傷災害を2022年と比較して2027年までに減少させる。

- 業種別の労働災害防止対策の推進
建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

トップによる安全
衛生方針の発信を
お願いします！！

設定した指標を達成
するため、適宜、検
証を行っていきます

- 建設業における死亡者数を2022年と比較して
- 2027年までに15%以上減少させる。

熱中症による死亡者数を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

基本的考え方

- 本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大
⇒ 企業本社が主導する全社的な安全衛生対策の推進により、全国の労働災害の減少を実現させていく。
- 都市開発プロジェクト関連工事等における安全衛生対策
⇒ 安全衛生意識の啓発及び波及効果が期待できる安全衛生教育のツールの作成、発信を図る。
- 「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進
⇒ “SafeWorkTOKYO” のロゴマークを活用して、「行政が進める安全衛生対策の見える化」を広く国民にアピールする。

○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の及び高年齢労働者への労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・小売業、社会福祉施設の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- ・社会福祉施設における介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。
- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- ・転倒災害の発生状況や第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等の周知
- ・骨密度、口コモ度、視力等の転倒災害の発生リスクの「見える化」の手法の周知
- ・事業者が安全衛生対策に取り組まないことにより生じ得る損失等の他、自発的な取組を引き出すための行動経済学的アプローチ（ナッジ等）などの研究結果の周知
- ・「職場における腰痛予防対策指針」に基づく予防対策の促進
- ・介護職員の身体負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入など腰痛予防対策の周知
- ・「エイジフレンドリーガイドライン」エッセンス版による周知啓発
- ・事業者が実施する健康診断の情報を活用した労働者の健康保持増進の取組促進、健康診断情報等の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めたコラボヘルスの推進

○業種別の労働災害防止対策の推進

- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメント（RA）に取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

- ・足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等を内容とする改正労働安全衛生規則等の周知を始め、建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に向けた指導徹底

墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等を内容とする改正労働安全衛生規則等の周知を始め、建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に向けた指導徹底

- ・メ
- ・50
- ・必
- 化
- ・労
- ・て
- ・それぞれ80%以上とする。
- ・RA実施の義務対象外で、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、RA実施事業場の割合を2025年までに80%以上とするともに、RA結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

- ・のリスト等の周知
- ・リスクアセスメント及びその結果に基づく措置・濃度基準値遵守のための業種別・作業別の化学物質ばく露防止対策マニュアルの周知
- ・日本産業規格（JIS）に適合した暑さ指数計使用の徹底
- ・熱中症予防対策の先進的な取組の紹介、教育ツールの提供、「職場における熱中症 予防基本対策要綱」の周知・指導

本日の内容

最近の法改正について

最近の法改正について①

「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至させない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

最近の法改正について①

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図①②を参考例として）の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

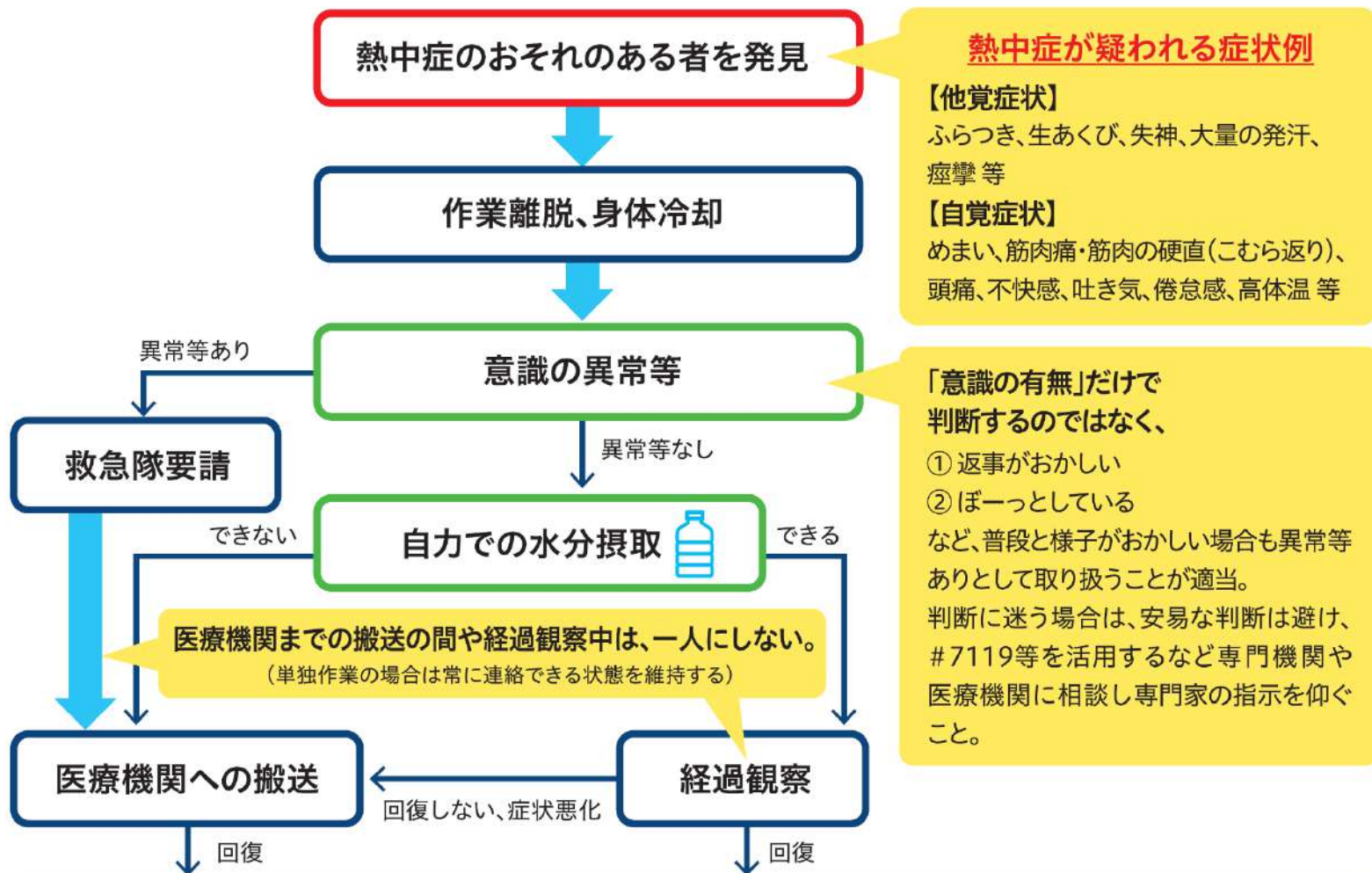
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。

※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

最近の法改正について①

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

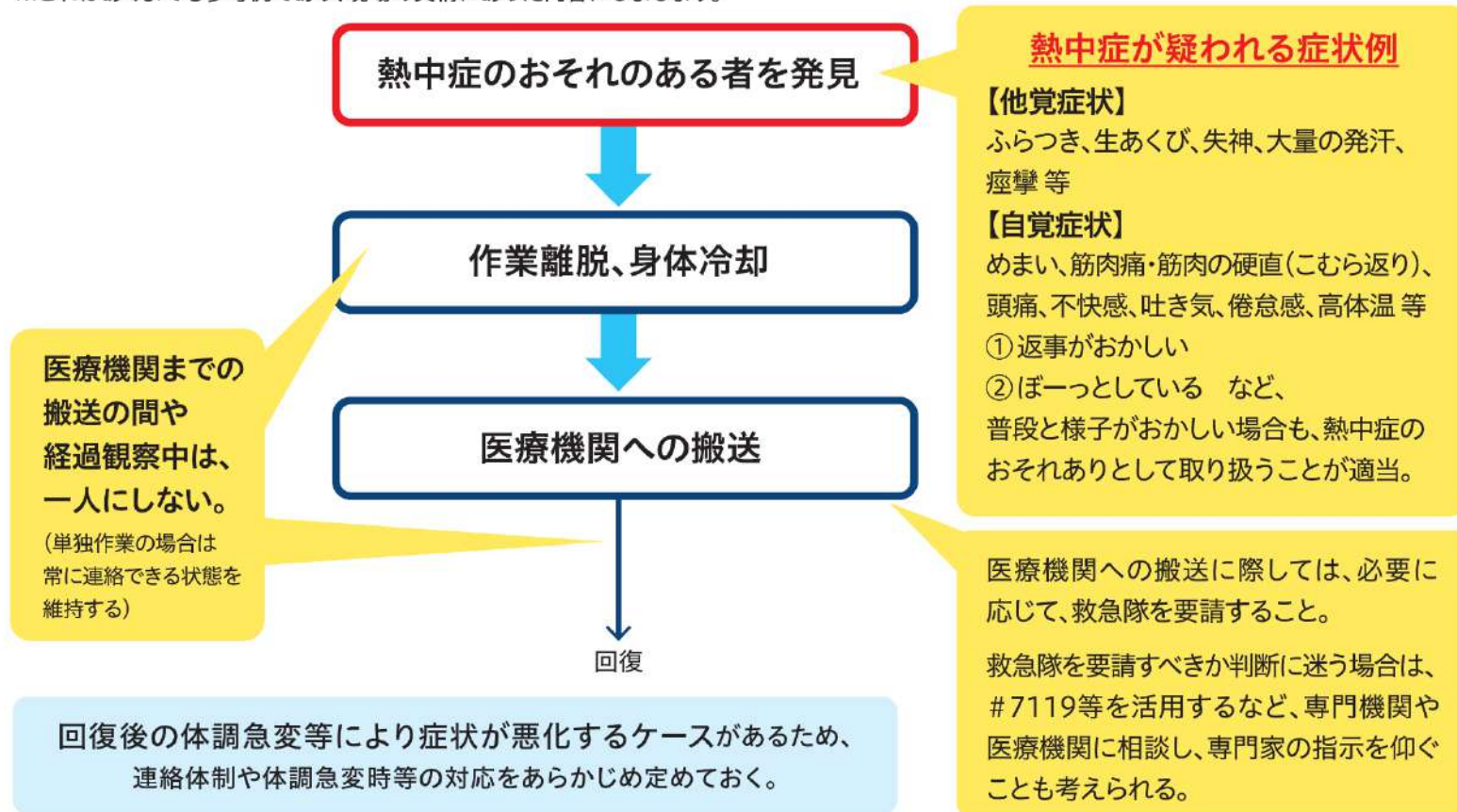


回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

最近の法改正について①

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



最近の法改正について②

令和 6 年 3 月 1 8 日 公布

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和 7 年（2025年）1 月 1 日 施行

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者 安全管理者 衛生管理者 産業医 選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告（ストレスチェック）
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

最近の法改正について②



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

テーマ別に探す

報道・

ホーム > テーマ別に探す >

雇用・労働

労働
され

本文へ お問合わせ窓口 よくある御質問 サイトマップ 国民参加の場

8分で習得!

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、
電子申請が義務化※されます

令和7年(2025年)1月1日施行

労働者が労働災害等による死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません(労働安全衛生規則第97条)。

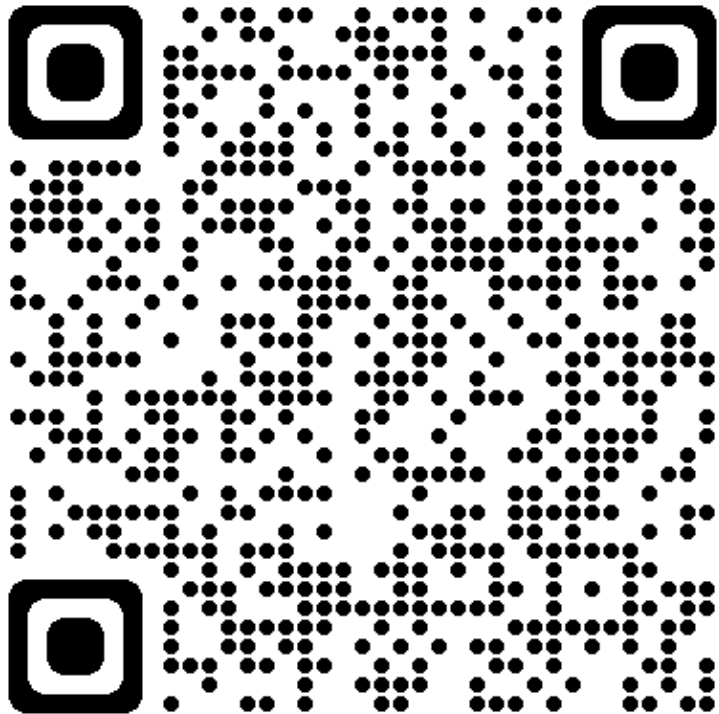
東京労働局

労働者死傷病報告 の電子申請の義務 化について



電子申請義務化 8分

検索



東京労働局
公式X

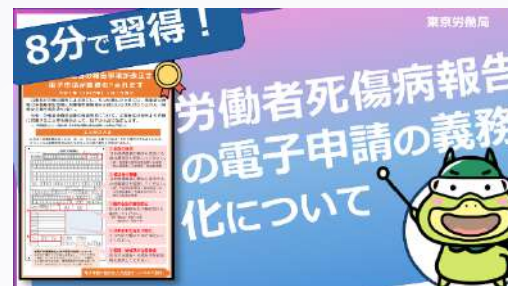


フォロー
チャンネル登録
よろしく
お願いします

東京労働局
公式Youtube
チャンネル



2025年1月から 労働者死傷病報告 等の電子申請が 原則義務化 されます。



8分で習得



検索

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

最近の法改正について②

電子申請に当たっては
労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス
をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。

厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。



最近の法改正について②



e-GOV 電子申請

トップ | 電子申請について | 利用準備 | 手続検索 | ヘルプ | e-Govポータル >

いつでも、どこでも申請
仕事を効率化するe-Gov電子申請

ログイン | e-Govを初めてお使いの方へ

e-GOV 電子申請

トップ | 電子申請について | 利用準備 | 手続検索 | ヘルプ

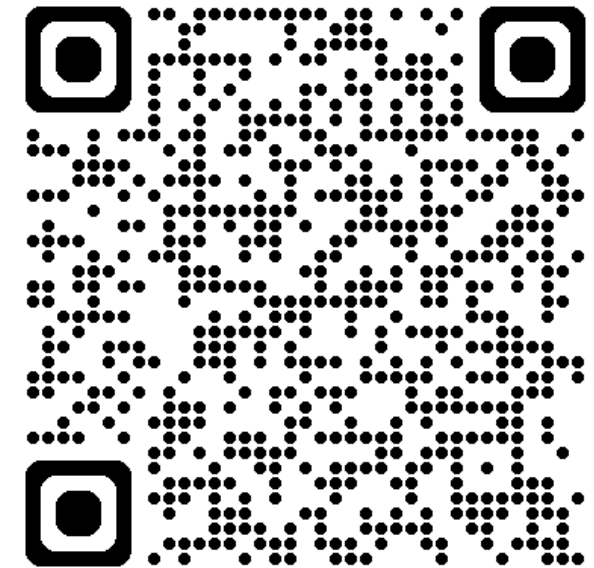
トップ > 利用準備 > e-Govを初めてお使いの方へ

e-Govを初めてお使いの方へ

e-Gov電子申請を初めてご利用になる方、お久しぶりな方向けに、e-Gov電子申請を行う際に必要になるe-Govアカウントの取得方法や、アプリのインストール方法の要点をまとめました。アプリでの「マイページ」の使い方や、実際にe-Govで電子申請を行う方法についても、簡単にご紹介しております。

PDFデータでの解説もご用意しています。PDFファイルとして保存したり、紙媒体に印刷して是非ご利用ください。
[e-Gov初心者ガイド \(全編\)](#) PDF

- 1.e-Govアカウントの取得**
e-Govアカウントの取得は3ステップで完了します。ステップごとに画面の画像を交えて操作方法をご案内いたします。
- 2.アプリのインストール**
Windows、macOSどちらのパソコンでもアプリをご利用いただけます。それぞれのパソコンでの画面の画像を交えて操作方法をご案内いたします。

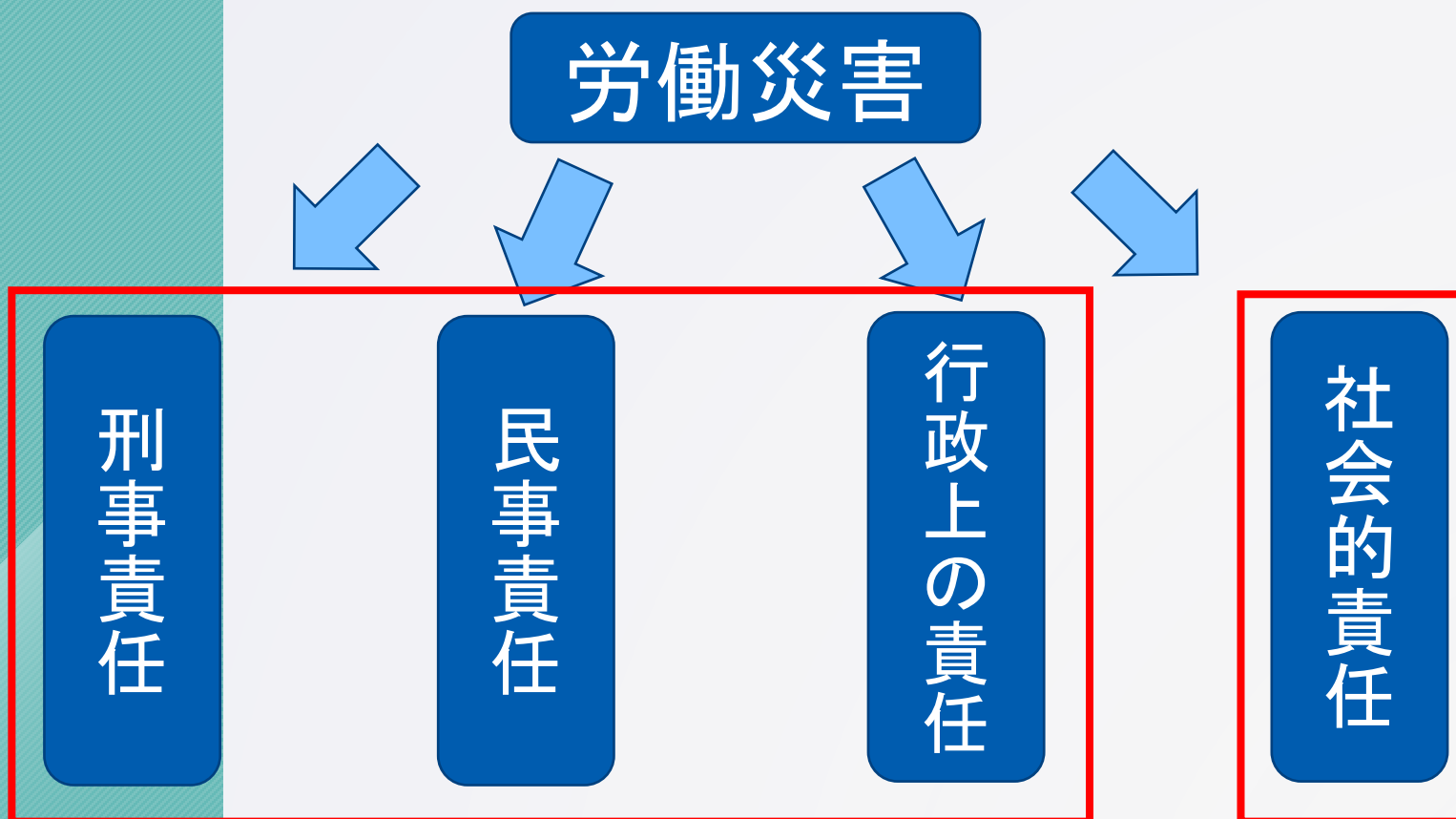


<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/beginner>

本日の内容

労働災害と事業者の責任

•労働災害に伴う企業責任



刑事責任



警察署

刑法第211条 業務上過失死傷罪

「業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、
5年以下の懲役若しくは禁固又は100万円以下の罰金に処する」

労働基準監督署

労働安全衛生法第20条～25条の2 事業者の措置義務違反

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

刑事責任

警察署



刑法第211条 業務上過失死傷罪

「業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁固又は100万円以下の罰金に処する」

労働基準監督署

労働安全衛生法第20条～25条の2 事業者の措置義務違反

「事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険《以下略》」



刑事責任



労働基準監督署

労働安全衛生法第20条～25条の2 事業者の措置義務違反
第20条「事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
《以下略》」

- 労働安全衛生法第117条 特定機械の製造許可違反ほか
– 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 労働安全衛生法第119条 事業者の講ずべき措置等に関する違反ほか
– 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 労働安全衛生法第120条 衛生管理者選任義務違反ほか
– 50万円以下の罰金
- 労働安全衛生法第122条 両罰規定
「～行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。」

具体的な措置の内容は、労働安全衛生規則等に定められている。

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

刑事責任



労働基準監督署

労働安全衛生法第26条 労働者の措置義務違反

「労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条(25条の2)第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。」

労働安全衛生法第120条 危険等防止措置義務違反ほか
－ 50万円以下の罰金



労働基準監督署と警察署の相違点

- ① 労働安全衛生法上の措置義務違反は故意犯であるのに対し、業務上過失致死傷罪は過失犯であること
- ② 業務上過失致死傷罪は死傷の結果が発生していることが必要であるが、労働安全衛生法上の措置義務違反は死傷の結果の発生を必要としないこと



労働基準監督署の行政指導に従わず、措置義務違反を繰り返すなどの場合には、災害の発生を伴わなくても刑事責任を問われる場合がある

民事的責任

労災保険：

療養補償給付（治療費等）

休業補償給付（休業中の所得保障。休業補償給付は給付基礎日額の60%、特別支給金20%）

障害補償給付（後遺障害に対する所得損失補填）

◆労災保険と損害賠償請求

労働者が業務上負傷し、または疾病にかかった場合、使用者はその過失の有無を問わず、労働基準法上の災害補償責任を負うが、労災保険による給付が行われる場合は、補償の責を免れ、同一の事由については支払われた価額の限度において民法による損害賠償の責をも免れる（労基法第84条）。

慰謝料、療養に係る親族等の所得損失、休業補償にかかる差額などは、労災保険の給付対象とならない



民事損害賠償請求

賠償責任の根拠

(1) 債務不履行責任（民法第415条）～安全配慮義務

債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行できなくなったときも、同様とする。



労働契約法第5条（労働者の安全への配慮）

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

(2) 不法行為責任（民法第709条）

故意または過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

安全配慮義務の範囲

労働安全衛生法：

労働災害防止の中でも最も重要なもの
のみ刑事罰を背景にその遵守を事業主
に強制しているもの



安全配慮義務：

「労働者の生命及び健康等を労働災害の危険から保護するよう配慮を尽くして労働させるべき義務」であって、労働安全衛生法で定める最低限の義務の周辺にあって、労働災害発生の危険のあるものについて、事業主に防止義務を求めるもの。

行政上の責任



- 指名停止処分

指名停止処分とは国や地方自治体が発注する公共事業などの入札において参加を認めないとするもの

- 免許の取消し

労働安全衛生法の規定により与えられた免許の効力が取り消されるもの

- 機械等の使用停止処分

機械等の使用停止処分とは災害発生の原因となった機械等についての使用の停止や作業の中止を命じられること

- 費用徴収

労災保険未手続中や保険料滞納中の事故などの場合、労災保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収すること

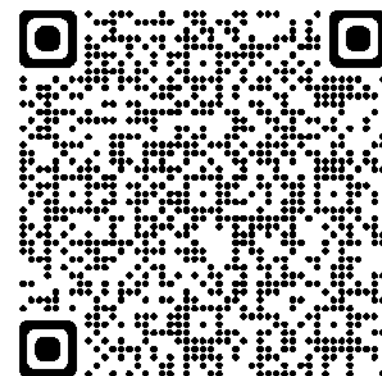
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

建設業の安全衛生対策の推進について

Safe Work TOKYO 建設ホームページ→



令和 7 年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項

1 労働者の安全確保のための対策

(1) 墜落・転落災害防止対策

一側足場の使用範囲の明確化、足場の点検を行う際の点検者の指名の義務化などを内容とする改正労働安全衛生規則（令和 5 年厚生労働省令第 22 号。以下「改正安衛則（足場関係）」という。）の全面施行、改正「手すり先行工法に関するガイドライン」（平成 15 年 4 月 1 日付け基発第 0401012 号、令和 5 年 12 月 26 日最終改正）の策定等を踏まえ次の対策を推進する。

ア 足場等からの墜落・転落防止対策

【厚生労働省が行うこと】

建設業における墜落・転落による死亡者数の約 2 割が足場に関連したものとなっている。こうした災害を防止するため、幅が 1 メートル以上の箇所における本足場の使用の徹底、足場の点検時の点検者の指名の徹底等、改正安衛則（足場関係）に基づく措置の一層の徹底を図る。また、あらゆる機会を活用し、改正「手すり先行工法に関するガイドラ

ご安全に！